

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する行政監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和7年11月12日

茨城県監査委員	石井邦一
同	鈴木将
同	澤田勝
同	田中美和

令和 7 年度

行政監査報告書

『“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる”
美術館・博物館の管理及び運営のあり方』に関する提言

令和 7 年 1 1 月

茨城県監査委員

目 次

第 1	監査テーマ及び背景・目的	1
1	テーマ	
2	背景・目的	
第 2	実施概要	2
1	対象機関	
2	着眼点	
3	期間及び調査内容	
第 3	県内の美術館・博物館	5
第 4	博物館法改正及び茨城県文化振興条例の概要	6
1	博物館法改正（令和 4 年）の背景及び主な改正内容	
2	茨城県文化振興条例制定（平成27年）の背景及び主な内容	
第 5	対象機関等調査	8
1	県執行機関	
2	県立の美術館・博物館	
3	学識経験者	
第 6	先進地視察	32
1	石川県の取組	
2	福井県の取組	
3	美術館・博物館の所管部局に関する全国状況	
第 7	監査の結果	44
1	課題	
2	意見（提言）	
第 8	おわりに	56
巻末資料		
1	「博物館」「美術館」とは	57
2	博物館法の「博物館」	57
3	県内の登録博物館及び指定博物館の位置	58
4	博物館に関する関係法令（博物館法以外）	59
5	茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）	61
6	博物館法及び関連法と茨城県文化振興条例との対比	65
7	各館の基本大綱（計画）における文化観光等の取組に係る記載内容（抜粋）	66
8	文化観光推進のため活用可能な主な国庫補助事業等（文化庁）及び主な先進事例	69

第1 監査テーマ及び背景・目的

1 テーマ

“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる”

美術館・博物館の管理及び運営のあり方

2 背景・目的

美術館や博物館は、従来から、歴史、芸術、民俗、自然科学等に関する資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究を行う社会教育施設としての役割や機能を担ってきた。

近年、美術館・博物館を取り巻く状況は大きく変化し、文化芸術そのものの振興にとどまらず、これまでのいわゆる本来的機能に加え、地域振興や観光振興の拠点として、また、教育機関や福祉機関等と連携して社会的課題を解決する場として、美術館・博物館に期待される役割も多様化・高度化している。

こうした状況を踏まえ、令和4年に「博物館法」（昭和26年法律第285号）が改正され、美術館・博物館の新たな役割が法律上にも位置付けられることとなった※1。

※1 「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）

改正博物館法の内容についてはP6「第4 1 博物館法改正（令和4年）の背景及び主な内容」参照

本県では、平成27年に「茨城県文化振興条例」（平成27年茨城県条例第63号）※2が制定され、美術館・博物館に関しては、県民が行う文化活動の場としての機能の充実に努めることや産業振興、地域振興にも活用されるよう必要な施策を講ずるものとしている。

現在、六つの県立の美術館・博物館が存在しており※3、開館からの約25～50年間、長年に渡り県民に対する文化芸術の振興に寄与してきたところである。

これらの館については、監査委員による定期監査等の対象であることから、これまでも財務事務を中心に館の事業の実施状況等について監査を行ってきたところであり、その過程で、収蔵スペースの確保、誘客のための情報発信、施設・設備の老朽化対応といった点に課題があることを確認している。

※2 茨城県文化振興条例については、P61巻末資料「5 茨城県文化振興条例」参照

※3 博物館法に基づく登録博物館である、県近代美術館、県近代美術館つくば分館、県近代美術館天心記念五浦分館、県陶芸美術館、ミュージアムパーク茨城県自然博物館、茨城県立歴史館（歴史館のみ指定管理者制度で運営。他の館は県出先機関）

各館の詳細についてはP20「第5 2 （1）県立の登録博物館の概要」参照

また、令和6年の県議会調査特別委員会においても、県有施設全体の調査の一環として、県立の美術館や博物館のあり方について、施設の魅力向上に向けた施設の建替えの検討や、地域と連携しながら施設の集客力につながる企画力向上の取組など、様々な提言がなされている※4。

※4 茨城県議会「県有施設・県出資団体等調査特別委員会 調査結果報告書」

（令和6年10月）114-115ページ

こうしたことから、県立の美術館や博物館が、従来からのいわゆる「本来的機能を十分に発揮しているか」ということに加え、昨今の美術館や博物館を取り巻く状況の変化を踏まえ、「地域振興や観光振興等、新たに求められる課題や社会的役割への対応がなされているか」、さらには「効率的な館の運用に取り組んでいるか」ということについて検証を行い、『“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる” 県立の美術館や博物館の管理及び運営のあり方』について監査を行うこととした。

第2 実施概要

1 対象機関

- (本庁) 所管課 教育庁 総務企画部 文化課
関係課 政策企画部 地域振興課、県北振興局
県民生活環境部 生活文化課
営業戦略部 観光戦略課、観光誘客課
- (出先機関) 県近代美術館 (以下「近代美術館」という。)
県近代美術館つくば分館 (以下「つくば分館」という。)
県近代美術館天心記念五浦分館 (以下「天心記念五浦分館」という。)
県陶芸美術館 (以下「陶芸美術館」という。)
ミュージアムパーク県自然博物館 (以下「自然博物館」という。)
- (文化課所管指定管理施設) 県立歴史館 (以下「歴史館」という。)

2 着眼点

(1) 本来的機能の充実強化

- ・ 美術館・博物館が目指す姿や担うべき新たな機能を明確にしているか
- ・ 施設・設備の老朽化対策の推進が図られているか
- ・ 収蔵スペースの確保は十分か
- ・ 専門的知見を備えた学芸員等の人材育成は行われているか

(2) 新たに求められる課題への対応や社会的役割への対応強化

- ・ 地域振興や魅力向上など、観光・産業に関連する取組は行われているか
- ・ 関係機関・地域・産業界との適切な連携が行われているか
- ・ 情報発信の強化が進められているか
- ・ デジタル・アーカイブ化の取組は進められているか

(3) 経営基盤の強化

- ・ 国庫補助事業等の積極的活用はされているか
- ・ 入館料等自己資金のあり方についての検討はされているか
- ・ クラウドファンディング、ふるさと納税等の活用はされているか

3 期間及び調査内容

(1) 期間

令和7年4月から11月まで

(2) 調査内容

ア 対象機関等に対する調査

(ア) 県執行機関(所管課及び関係課)

以下のとおり、監査委員による所管課及び関係課に対する調査を実施した。

調査対象機関	確認内容	実施日
(所管課) 教育庁総務企画部 文化課	・美術館・博物館の本来の機能の発揮状況 ・議会調査特別委員会資料（令和6年2月13日）に記載の「対応方針」に係る具体的な対応状況 ・収支及び財源状況並びに評価 ・デジタル・アーカイブ化の取組状況・新たに求められる課題への対応や社会的役割への対応状況 ・文化庁補助事業「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」の活用検討状況	4月15日 5月16日
(関係課) 政策企画部 地域振興課 県北振興局 県民生活環境部 生活文化課 営業戦略部 観光戦略課 観光誘客課	【政策企画部及び営業戦略部】 ・県立の美術館、博物館を活用した施策の取組状況及び将来見通し ・「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」において実施されている文化庁補助事業「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」の活用検討状況 【県民生活環境部】 ・茨城県文化振興条例、茨城県文化振興計画及びアクションプランに基づく文化振興に係る施策の取組状況及び将来見通し	4月15日

(イ) 県立の登録博物館

以下のとおり、監査委員が各館に赴き、館長（分館長）を始め職員から聞き取りを行うとともに、収蔵庫等の現地調査を実施した（つくば分館のみ書面調査）。

また、学芸員を対象にアンケート調査を実施した。

調査対象機関	確認内容	実施日
近代美術館 つくば分館 天心記念五浦分館 陶芸美術館 自然博物館 歴史館	・館の目指す姿 ・入館者増のための取組 ・収集した資料の管理・整理・保管状況 ・一般・企画展・館の魅力向上のための取組 ・教育普及事業の充実のための取組 ・教育庁文化課、知事部局関係課（観光・地域振興・生活文化など）との連携状況 ・博物館相互の連携、博物館以外の各種団体や施設との連携、文化観光や国際交流、福祉や産業などの多様な分野との連携状況 ・デジタル・アーカイブ化推進の取組 ・学芸員の育成のための取組 ・立案した施策の実施状況 ・学芸員の担当業務等の割合、及び、学芸員が日頃業務上で感じていること、意見、課題等（※）	7月4日 ～29日 (※) 8月21日 ～29日 〔アンケート調査〕

(ウ) 学識経験者による講演会の実施

以下のとおり、学識経験者（文化庁博物館支援調査官）を講師とする講演会を実施した。

講師	講演内容	実施日
文化庁 企画調整課 博物館振興室 博物館支援調査官 中尾 智行 氏	・博物館法改正に係る背景及び概要 ・他県の博物館等の取組事例 ・国の補助金等の支援メニュー ・改正博物館法施行後の課題 ・自身の学芸員勤務を踏まえた現在の博物館等の課題、博物館等に求めるもの ・文化庁が博物館等に期待していること ・民間等関係者が最も期待していること ・公立の美術館・博物館のそもそもの役割及び機能に関する文化庁としての見解 ・現地視察（近代美術館・歴史館）の所見	7月17日

（注）中尾智行博物館支援調査官 略歴

専門は日本考古学、博物館学

河内長野市教育委員会、鳥取県教育文化財団、大阪府立弥生文化博物館（総括学芸員）、神戸女子大学（非常勤講師）の勤務を経て、令和2年6月から現職（令和4年の博物館法改正業務に従事）

イ 県外先進地に対する調査

以下のとおり、監査委員による県外先進地に対する視察調査を実施した。

調査対象	確認内容	実施日
(石川県) 石川県文化観光スポーツ部 文化振興課 石川県立美術館 石川県立歴史博物館 (福井県) 福井県交流文化部 文化・スポーツ局文化課 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡 博物館	・県の組織 ・文化観光推進法に基づく地域計画の推進に係る取組・成果 ・計画策定の経緯及び連携組織の運営 ・補助事業の活用 ・学芸員の育成等	5月14日 ～15日

(3) 担当監査委員

石	井	邦	一	監査委員
鈴	木		将	監査委員
澤	田		勝	監査委員
田	中	美	和	監査委員

第3 県内の美術館・博物館

県内には、博物館法に基づく登録博物館及び指定博物館が合わせて24施設設置されている。

そのうち、県立の登録博物館は6施設※5、指定博物館は2施設となっている。

※5 登録上、つくば分館、天心記念五浦分館は近代美術館に含まれる。

県立の登録博物館の詳細については、P20「第5 2 県立の美術館・博物館 (1) 県立の登録博物館の概要」参照。県内の美術館・博物館の位置については、P58巻末資料「3 県内の登録博物館及び指定博物館の位置」参照

1 登録博物館（太枠は県立の施設）

	施設名	館種	登録年月日	設置者		所在地
1	茨城県近代美術館	美術	令和6年3月1日 (昭和41年5月1日)	県	茨城県	水戸市千波町 東久保666-1
1-1	(分館) つくば分館					つくば市吾妻 2-8
1-2	(分館) 天心記念五浦分館					北茨城市大津町椿 2083
2	原子力科学館	科学	昭和42年6月28日	民間等	公益社団法人 茨城原子力協議会	那珂郡東海村村松 225-2
3	徳川ミュージアム	歴史	昭和45年5月7日	民間等	公益財団法人 徳川ミュージアム	水戸市見川 1-1215-1
4	笠間日動美術館	美術	昭和48年11月12日	民間等	公益財団法人 日動美術財団	笠間市笠間 978-4
5	日立市郷土博物館	歴史	昭和50年3月18日	市町村	日立市	日立市宮田町 5-2-22
6	水戸市立博物館	総合	令和7年3月5日 (昭和55年12月25日)	市町村	水戸市	水戸市大町3-3-20
7	茨城県立歴史館	歴史	令和7年3月5日 (昭和56年4月1日)	県	茨城県	水戸市緑町2-1-15
8	つくばエキスポ センター	科学	昭和61年4月10日	民間等	公益財団法人つくば 科学万博記念財団	つくば市吾妻 2-9
9	土浦市立博物館	歴史	令和7年3月5日 (昭和63年6月23日)	市町村	土浦市	土浦市中央 1-15-18
10	ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	自然	令和6年3月1日 (平成6年4月1日)	県	茨城県	坂東市大崎700
11	上高津貝塚ふるさと 歴史の広場	歴史	令和7年3月5日 (平成8年1月16日)	市町村	土浦市	土浦市上高津1843
12	茨城県陶芸美術館	美術	令和6年3月1日 (平成11年10月1日)	県	茨城県	笠間市笠間2345
13	しもだて美術館	美術	令和7年3月5日 (平成15年9月1日)	市町村	筑西市	筑西市丙372
14	古河歴史博物館	歴史	平成19年10月24日	市町村	古河市	古河市中央町 3-10-56
15	常陸太田市郷土 資料館	総合	平成22年2月23日	市町村	常陸太田市	常陸太田市西二町 2186
16	大洗町幕末と明治の 博物館	総合	平成22年6月1日	市町村	大洗町	東茨城郡大洗町 磯浜町8231-4
17	かすみがうら市 歴史博物館	歴史	平成28年7月27日	市町村	かすみがうら市	かすみがうら市坂 1029-1

【登録年月日について】

- (注1) 博物館法第11条の登録を受けたものとみなされる博物館の場合は、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）施行前における登録年月日を記載。改正法施行前に既に登録を受けた博物館については、施行後5年間は改正後の登録を受けたものとみなす経過措置が設けられている。ただし、期間中の再登録が必要。
- (注2) 注1の博物館が実際に博物館法第11条の登録を受けた場合は、登録年月日の後に括弧書きで博物館法の一部を改正する法律施行前における登録年月日を記載。

2 指定博物館（太枠は県立の施設）

	施設名	館種	登録年月日	設置者		所在地
a	常磐神社 義烈館 (水戸黄門宝物館)	歴史	昭和33年1月31日	民間等	宗教法人常磐神社	水戸市常磐町 1-3-1
b	大洗海洋博物館	自然	昭和35年3月28日	民間等	宗教法人 大洗磯前神社	東茨城郡大洗町 磯浜6890
c	日立市かみね動物園	動物	昭和39年3月16日	市町村	日立市	日立市宮田町 5-2-22
d	アクアワールド 茨城県大洗水族館	水族	昭和54年4月26日	県	茨城県	東茨城郡大洗町 磯浜町8252-3
e	水戸芸術館	美術	平成20年9月11日	市町村	水戸市	水戸市五軒町 1-6-8
f	ツムラ漢方記念館	自然	平成22年12月7日	民間等	株式会社ツムラ	稲敷郡阿見町吉原 3586
g	茨城県霞ヶ浦 環境科学センター	自然	平成23年10月20日	県	茨城県	土浦市沖宿町1853

<茨城県教育委員会ホームページから引用、編集>

第4 博物館法改正及び茨城県文化振興条例の概要

1 博物館法改正（令和4年）の背景及び主な改正内容

（1）背景

博物館の登録、運営に関する事項等を定める博物館法は、昭和26年に制定されてから70年以上が経過し、博物館に求められる役割は多様化・高度化した。

具体的には、急速な進化を遂げているデジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築や、文化芸術基本法を踏まえたまちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携などの役割である。

（2）主な改正内容

このような博物館に求められる新たな課題に対応するため、令和4年に博物館法が改正された（翌年施行）。

ア 法律の目的の見直し

博物館の基本的な役割や機能が、資料の収集・保管、展示・教育、調査研究であることは改正前と変わらないが、法の目的に文化芸術基本法の本質に基づくことが追加された（第1条※6）。

このことを踏まえ、博物館は、資料の収集・保管等の基本的な役割や機能を確保した上で、文化観光やまちづくりの貢献など、新たな役割や機能への対応が求められている。

※6 「博物館法」

第1条 この法律は、社会教育法及び文化芸術基本法の本質に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

イ 博物館の事業の見直し

博物館の主たる事業として、博物館資料の電磁的記録を作成・公開すること（デジタル・アーカイブ化）が追加された（第3条第1項第3号※7）。

また、博物館が他の館等と連携することや、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされた（同条第3項※7）。

※7 「博物館法」

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

この見直しは、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（以下「文化観光推進法」という。）に基づく文化観光推進の取組を後押しするものである。

文化観光推進法は、文化振興を観光振興と地域活性化につなげ、これによる経済効果が文化振興に再投資される好循環を創出することを目的としている。

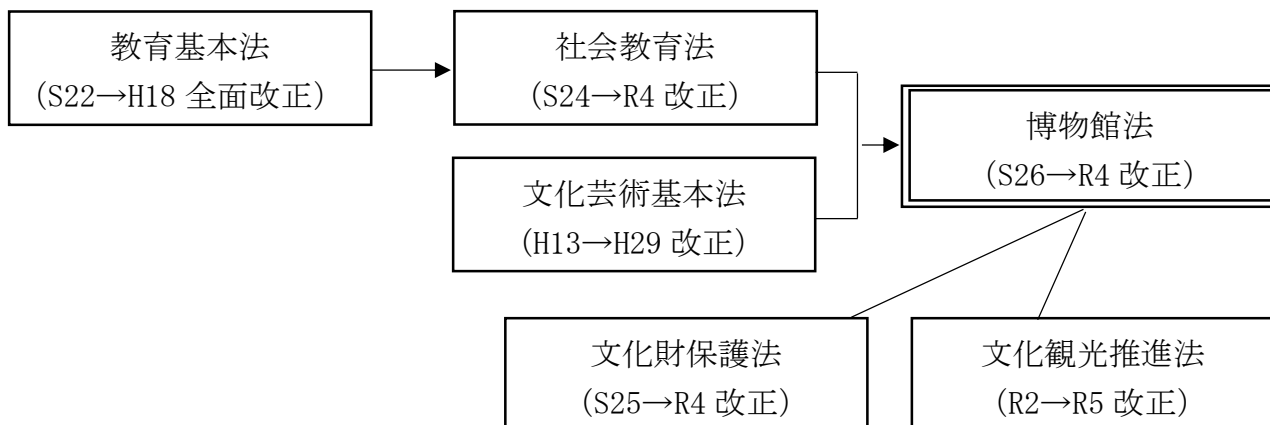
同法に規定する文化観光拠点施設となる博物館には、地域の観光関係事業者等と連携しながら、文化資源の魅力の解説・紹介を行い来訪者の学びを深めるとともに積極的な情報発信等を行い、博物館そのものの機能強化を図るために地域一体となった取組を進めていくことが求められる。

なお、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成し、国の認定を受けることで、計画に基づく文化観光推進事業の実施に当たり、国から予算上の措置等の支援を受けることが可能となっている。

ウ その他（登録博物館制度の見直し等）

地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとされた。また、その他の登録要件や登録審査の手続き等も見直しがなされた。

【博物館に関連する法令の関係図】



（注）各法の概要についてはP59巻末資料「4 博物館に関する関係法令（博物館法以外）」参照

2 茨城県文化振興条例制定（平成27年）の背景及び主な内容

（１）背景及び主な内容

文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活や活力に満ちあふれた地域社会の実現に寄与することを目的に、平成27年12月に制定された。

文化の振興に関する基本理念や、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めており、美術館・博物館に関しては、文化的資産の産業振興及び地域振興への活用や、文化施設の文化活動の場としての機能の充実などが規定されている。

（２）茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）（抄）

前文（抜粋）

今、私たちは、文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信するとともに、地域の発展に活用していかねばならないと考える。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが主役となって、先人が創り上げた本県の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化との交流などにより、心豊かな本県の文化を創造し、発展させることを決意し、この条例を制定する。

（文化的資産の活用）

第17条 県は、文化的資産が、心の豊かさを育むことに加え、産業振興及び地域振興にも活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（文化施設の機能の充実）

第25条 県は、自らが設置する文化施設の文化活動の場としての機能の充実を図られるよう努めるものとする。

第5 対象機関等調査

1 県執行機関

(1) 教育庁文化課

県立の登録博物館を所管する課として、全体の統一方針等を調査した。

＜主な調査結果＞

- 入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した後、回復傾向にある。令和6年度は6館全体で810,192人であり、平成30年度の880,526人と比較すると約9割となっている。
また、最多入館者数の年度と令和6年度の入館者数を比較すると、天心記念五浦分館が約2割、近代美術館と陶芸美術館で約3割、つくば分館、自然博物館及び歴史館は約7割である。
年間パスポートの販売数は、自然博物館が突出して多い。歴史館は令和元年度以降微増となっている。近代美術館及び陶芸美術館では平成30年度から横ばいであり、天心記念五浦分館は新型コロナウイルス感染症の影響による減少から回復傾向であるが、令和6年度は平成30年度と比べて約半数となっている。
- 支出については平成30年度以降、工事や修繕に伴う増減があるものの、全体的に人件費や維持管理費の増に伴い、年々増加傾向にある。
また、事業費の割合が低く、人件費及び維持管理費の割合が高い。
- 収入については、平成30年度と令和6年度を比較すると、近代美術館とつくば分館は減少し、他の館は増加している。
令和6年度の入館料収入については、平成30年度の水準にほぼ回復した。支出に対する入館料収入の割合は、自然博物館においては16.0%であるが、その他の館は3.0%から7.3%となっている。
同じく、国庫補助金や寄付等の外部資金等については、6館全体で収入に占める割合が11.6%である。
- 企業との連携について、令和2年度に近代美術館で、企業と共に作り上げる新しい美術館支援システムとして、企業パートナー制度を創設したほか、令和5年度からは各館の特性に応じ全館で制度を導入している。
- 来場者の詳細な来場方法は把握していないが、主に、個人客は自家用車での来館であり、公共交通機関による来館は少ない。
- 県民ニーズの把握のため実施しているアンケートの回答率が低く、ニーズを的確には把握できていない。
- 全般的に収蔵スペースがひっ迫した状況にあり、収蔵品の作品種や分野別により収容率が100%であったり、本来の収蔵スペース以外の場所で保管されたりしている。
- 茨城県美術資料取得基金（9億円）による過去5年間の購入実績は、56,274千円で、基金の規模に対し、5年間の平均で1%程度である。
- 学芸員の担当業務の割合は個人差があるものの、本来業務である「企画展等の企画立案や運営」「資料の収集・保管・調査研究」「それに付随する業務（広報、普及事業、補助金等の交渉等）」を行っているが、専門職である学芸員が本来業務でない財務会計事務等の一般業務を執行している状況がみられる。
また、学芸員からは、外部人材の活用（特に広報）を望む意見が多かった。
- 文化課として、博物館法改正を踏まえ、歴史館とともに、出版社との連携

企画や外部人材を活用した企画展示などを実施しているものの、文化観光振興、産業振興及び地域振興等につながる取組は県全体として十分には行われていない。

- ・ 県立の美術館や博物館について、令和2年施行の文化観光推進法及び令和5年施行の博物館法改正に基づく取組に対して文化庁が創設した補助事業や、観光庁の補助事業を活用し、文化観光振興に取り組んだ実績はごく一部に限られている。
- ・ デジタル・アーカイブ化に関しては館ごとの対応となっており、所蔵資料の目録、データベース化が主となっている。各館のホームページに所蔵資料の検索システムはあるものの、デジタル・アーカイブ化した資料を活用した付加価値の創造につながる取組には至っていない。

詳細については以下のとおり。

ア 入館者数

入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した後、回復傾向にある。令和6年度は6館全体で810,192人であり、平成30年度の880,526人と比較して約92%となっている。

また、最多入館者数の年度と令和6年度の入館者数を比較すると、近代美術館31.5%、つくば分館67.0%、天心記念五浦分館22.5%、陶芸美術館29.6%、自然博物館70.4%、歴史館74.1%である。

年間パスポートの販売数は、自然博物館で約9,000枚と、県立の美術館・博物館の中では突出して多い。歴史館は、特別展の開催がなかった平成30年度に比べ、令和元年度に大幅に増加し、その後微増となっている。近代美術館及び陶芸美術館は平成30年度から横ばいであり、天心記念五浦分館は新型コロナウイルス感染症の影響による減少から回復傾向であるが、令和6年度は平成30年度と比べて約半数となっている。

(入館者数)

(単位：人)

年度	最多入館者	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
近代美術館	247,430 (S63)	94,028	96,136	52,527	53,648	84,574	60,660	77,949 (31.5%)
つくば分館	71,683 (H4)	55,072	45,478	11,692	26,819	42,725	47,386	48,035 (67.0%)
天心記念 五浦分館	307,546 (H10)	84,945	55,020	3,727	30,819	43,332	50,711	69,166 (22.5%)
陶芸美術館	166,608 (H12)	65,451	48,769	26,040	32,748	50,059	55,594	49,282 (29.6%)
自然博物館	681,243 (H7)	488,984	480,916	257,658	281,124	448,090	430,601	479,671 (70.4%)
歴史館	—	183,928	173,714	90,716	112,009	172,324	187,869	224,420
入館者数	116,246 (H5)	92,046	77,181	53,254	62,255	67,844	61,631	86,089 (74.1%)
利用者数	—	91,882	96,533	37,462	49,754	104,480	126,238	138,331

(注) 空調設備改修工事等に伴う休館：近代美術館 H29.5.15～H30.1.19、陶芸美術館 R1.11.25～12.28
天心記念五浦分館 R2.8.1～R3.4.23

利用者数：教育普及事業等の利用者数（歴史館まつり等）

最多入館者の括弧内は、最多入館者の年度。令和6年度の括弧内は、最多入館者と比べての割合

(年間パスポート販売数)

(単位：枚)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
近代美術館	374	499	251	261	337	252	349
天心記念五浦分館	240	89	1	52	84	104	126
陶芸美術館	116	89	57	90	125	157	113
自然博物館	9,979	9,578	6,016	5,510	7,631	7,403	8,778
歴史館	80	420	415	480	690	479	512

(注) つくば分館は年間パスポートなし

近代美術館、天心記念五浦分館及び陶芸美術館において「年間共通パスポート」を販売

〔つくば分館を除く三つの県立美術館が主催する展覧会（近代美術館で開催する茨城県芸術祭美術展覧会を除く）を、1年間に何度でも観覧可能〕

イ 支出と収入

支出については、平成30年度以降、工事や修繕に伴う増減があるものの、全体的に人件費や維持管理費の増に伴い、年々増加傾向にある。

また、事業費の割合が低く、人件費及び維持管理費の割合が高い。

収入については、平成30年度と令和6年度を比較すると、つくば分館と令和6年度に国庫補助金が減少した近代美術館は減少し、他の館は増加している。

なお、入館料収入は、令和6年度において平成30年度の水準にほぼ回復した。令和6年度の支出に対する入館料の割合は、自然博物館においては16.0%であるが、その他の館は3.0%から7.3%となっている。

全国の美術館・博物館における支出及び入館料収入の中央値※8から計算される支出に対する入館料収入の割合は3.5%であり、本県の館と比較すると歴史館以外の館は上回り、特に自然博物館は16.0%と大きく上回っている。

令和6年度の国庫補助金や寄付等の外部資金等については、6館全体で収入に占める割合が11.6%である。

※8 「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」（公益財団法人日本博物館協会、令和2年9月公表）による試算は以下のとおり。支出の中央値 2,965万円、入館料収入の中央値 105万円
 $1,050,000円 \div 29,650,000円 \approx 3.54\%$

(支出の状況)

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
近代美術館	1,181,134	470,357	525,808	549,288	523,547	549,274	542,837
つくば分館	197,273	112,855	113,031	103,180	118,518	153,995	144,368
天心記念五浦分館	262,327	347,387	503,586	427,675	464,074	442,445	536,209
陶芸美術館	288,479	375,457	304,004	368,162	348,225	343,077	391,499
自然博物館	715,060	786,624	815,675	880,483	982,886	918,110	938,137
歴史館	350,140	379,889	401,427	430,759	410,854	425,020	414,478

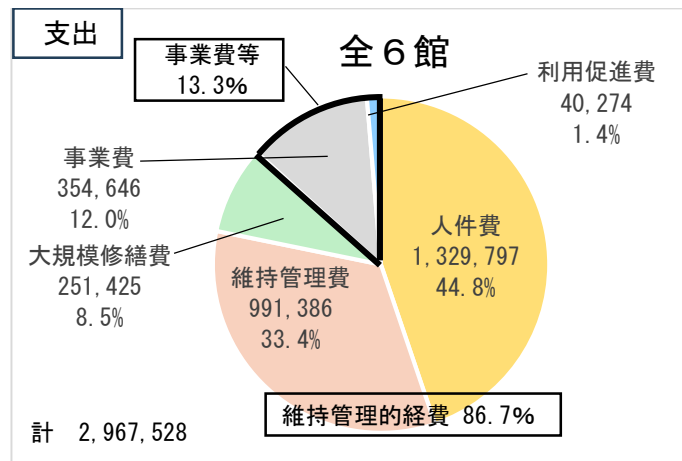
(注) H30の近代美術館には基金への積立695,000千円を含む

(令和6年度支出の内訳)

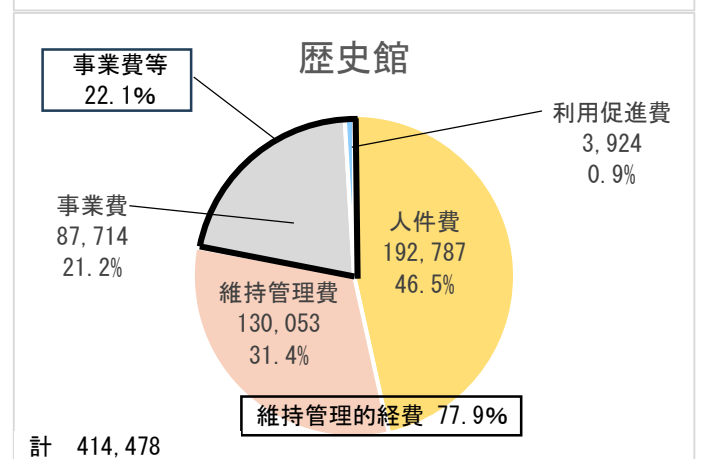
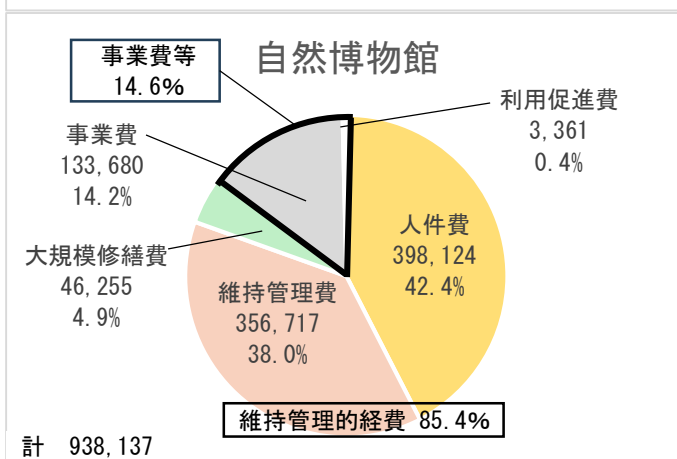
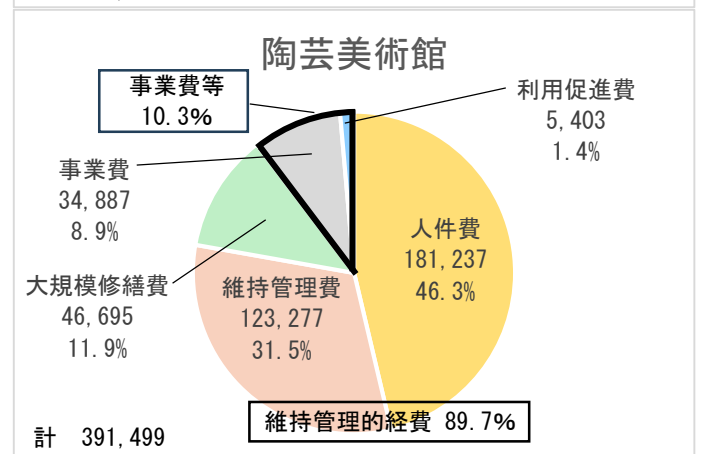
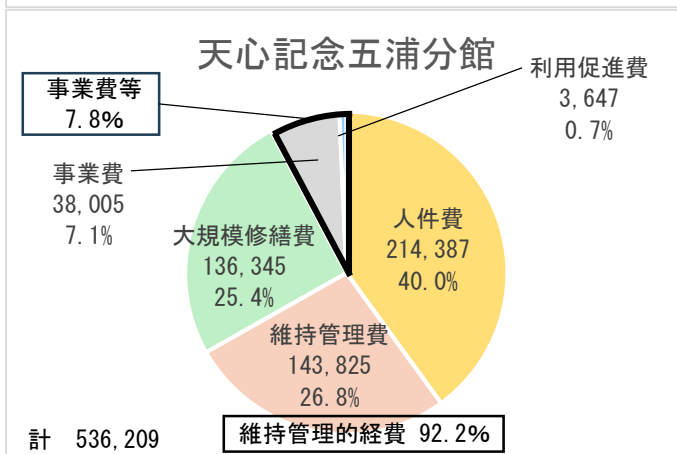
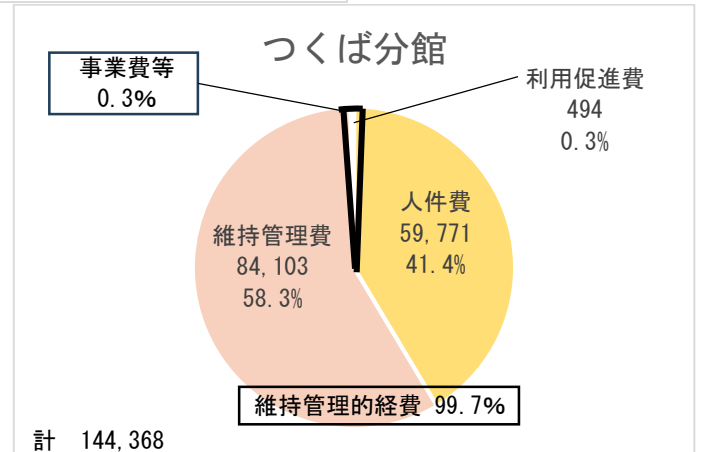
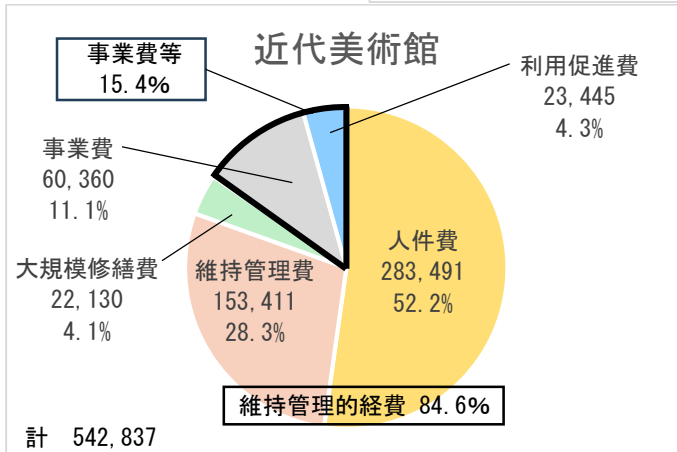
(単位：千円)

	計	人件費	維持管理費	大規模修繕費	事業費	利用促進費
近代美術館	542,837	283,491	153,411	22,130	60,360	23,445
つくば分館	144,368	59,771	84,103	-	-	494
天心記念五浦分館	536,209	214,387	143,825	136,345	38,005	3,647
陶芸美術館	391,499	181,237	123,277	46,695	34,887	5,403
自然博物館	938,137	398,124	356,717	46,255	133,680	3,361
歴史館	414,478	192,787	130,053	-	87,714	3,924

(注) 大規模修繕費は1千万円以上の修繕費。利用促進費は主に企画展示に係る広報や普及事業（出前講座等）



(注) 各項目の数値は、
金額 (単位：千円)、
全体に占める割合



(注) 全体に占める割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

(収入の状況)

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
近代美術館	211,092	232,546	236,504	240,544	222,448	237,780	183,884
つくば分館	46,626	28,144	27,062	23,126	31,090	28,034	25,051
天心記念五浦分館	52,670	82,858	279,278	164,200	179,622	137,641	204,875
陶芸美術館	75,523	150,034	73,269	125,998	94,155	109,612	114,812
自然博物館	128,882	150,869	135,150	177,247	288,994	227,510	221,563
歴史館	360,725	385,669	405,518	430,287	420,208	437,130	412,117

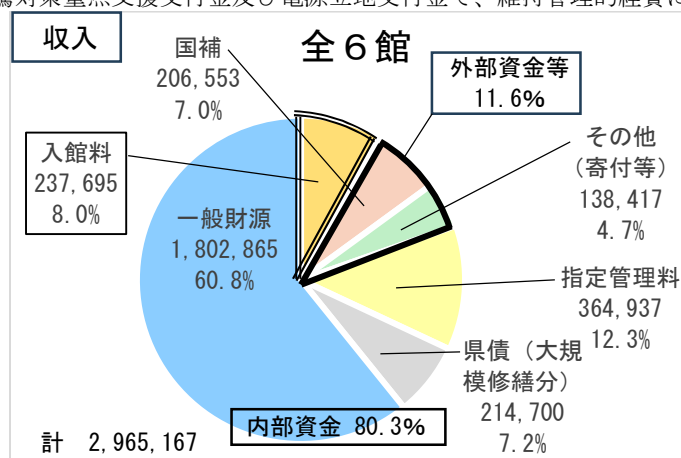
(注) 一般財源及び公益財団法人茨城県教育財団(歴史館の指定管理者)の自主財源を除く。

(令和6年度収入の内訳)

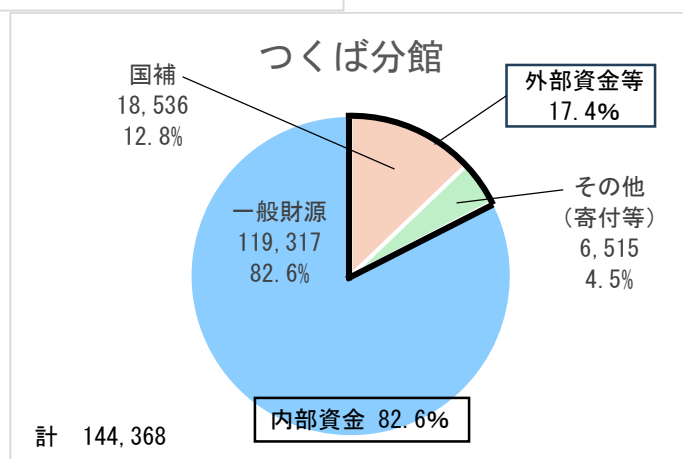
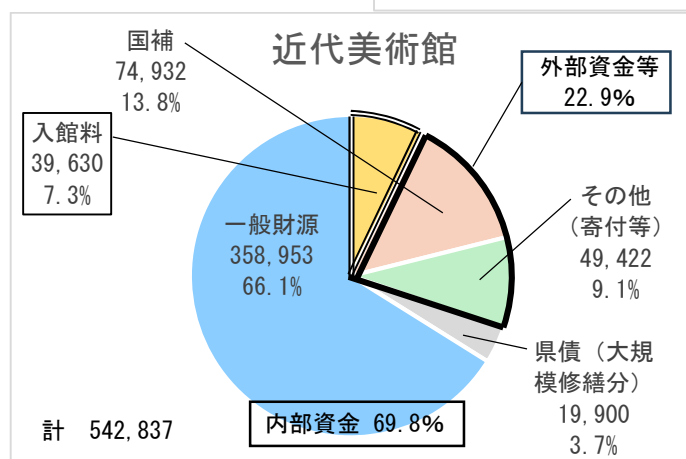
(単位：千円)

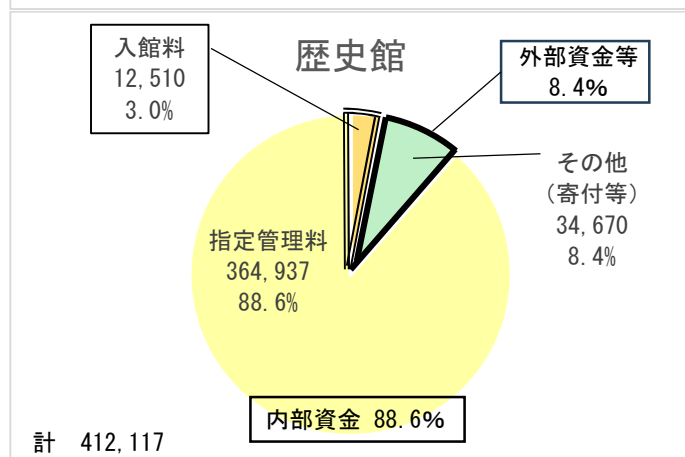
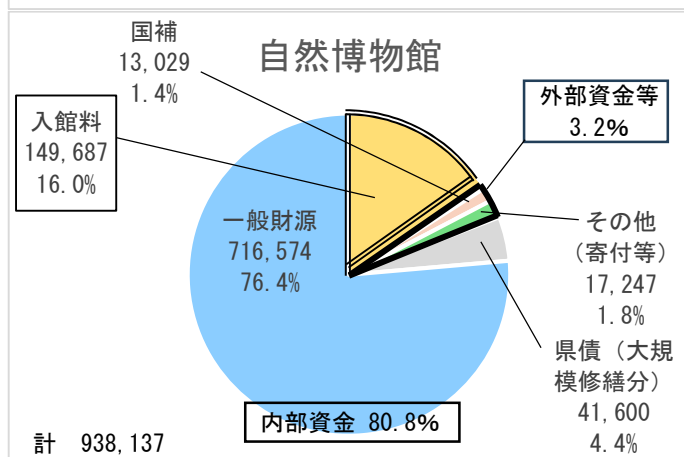
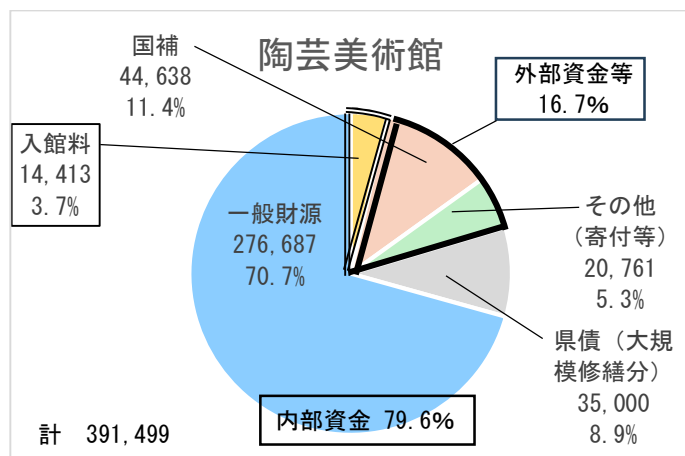
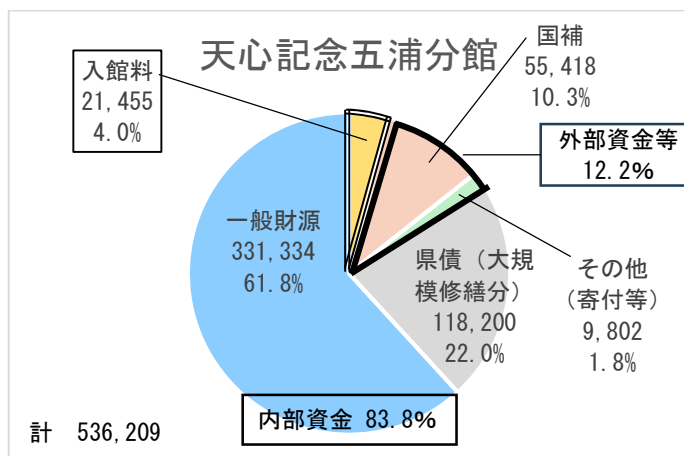
	収入						一般財源
	計	入館料	国補	その他(寄付等)	県債(大規模修繕分)	指定管理料	
近代美術館	183,884	39,630	74,932	49,422	19,900		358,953
つくば分館	25,051	-	18,536	6,515	-		119,317
天心記念五浦分館	204,875	21,455	55,418	9,802	116,200		331,334
陶芸美術館	114,812	14,413	44,638	20,761	35,000		276,687
自然博物館	221,563	149,687	13,029	17,247	41,600		716,574
歴史館	412,117	12,510	-	34,670	-	364,937	-

(注) 国補は物価高騰対策重点支援交付金及び電源立地交付金で、維持管理的経費に充当されている。



(注) 各項目の数値は、金額(単位：千円)、全体に占める割合





(注) 全体に占める割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

(入館料収入の状況)

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
近代美術館	36,481	39,337	24,208	19,761	37,399	21,310	39,630 (7.3%)
天心記念五浦分館	20,854	10,794	448	8,079	12,978	12,707	21,455 (4.0%)
陶芸美術館	18,294	12,031	6,034	9,867	14,801	17,083	14,413 (3.7%)
自然博物館	123,556	127,625	80,960	82,277	126,301	118,952	149,687 (16.0%)
歴史館	3,555	7,230	7,876	6,979	8,789	7,983	12,510 (3.0%)

(注) つくば分館は入館料収入なし

令和6年度の括弧内は、令和6年度の支出に占める割合

ウ 企業パートナー制度等

令和2年度に、近代美術館において、従来の賛助会や友の会制度とは異なり、企業と美術館が「パートナー」となって共に作り上げる新しい美術館支援のシステムとして創設した（都道府県立として初）。

令和5年度からは、近代美術館企業パートナー制度に、つくば分館及び天心記念五浦分館が加入し、陶芸美術館、自然博物館及び歴史館も、それぞれ制度を創設した。

パートナー企業は、支援の形態や美術館が提供する特典などを企業のニーズによって選ぶことができ、美術館活動を支援することで文化支援企業として広く一般に認知されるメリット等がある。

(令和6年度 企業パートナー制度等の概要)

	近代美術館 つくば分館 天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館	歴史館
制度名 (設立年月)	茨城県近代美術館 企業パートナー (令和2年4月)	茨城県陶芸美術館 運営サポーター (令和5年11月)	ミュージアムパーク茨城県自然博物館 賛助会員 (令和5年11月)	茨城県立歴史館 サポーター (令和5年10月)
会 員 (会員数)	企業・団体 (14)	企業 (1)	個人、企業・団体 (28)	個人、企業 (7)
支援金額	19,000千円	2,000千円	6,700千円	830千円
支援金の 使途	美術館が実施する 展覧会や調査研究、 美術普及活動	美術館が実施する 展覧会や調査研究、 美術普及活動	・青少年の自然科学等への興味・関心の向上に関する事業 ・資料の製作、購入、受入、保存、修復 ・各種広報活動等	・展覧会の開催 ・資料の購入、受入、保存、修復 ・青少年の歴史への興味・関心の向上に関する事業 ・入館者の利便性向上のための環境整備
主な特典	企業名の掲出、施設使用、学芸員による企画展案内、図録贈呈、招待券の提供等	招待券の提供、図録の贈呈、学芸員による企画展案内、企業研修への協力(タッチ&トーク)等	招待券の提供、広報誌・展示解説書の送付、企業名の掲出等	招待券の提供、図録の贈呈、企業名の掲出等

エ 各館への来場方法

各館とも詳細な来場方法は把握していないが、主に、個人客は自家用車で来館であり、公共交通機関による来館は少ない。

(来場方法の把握状況)

近代美術館	主には自家用車だが、ザ・ヒロサワシティ会館(県民文化センター)と共用の駐車場であるため来館者の台数は把握できない 駅からの交通手段についての問合せがあることから、公共交通機関も利用されている 団体バス(学校含む)は年100台程度
つくば分館	貸ギャラリー展の来場者については調査していないが、館及び隣接する図書館で発券する割引駐車券を利用した自家用車による来館者が最も多い 館主催の教育普及活動についてはアンケート項目を設定 自家用車による利用が半数以上。徒歩・自転車等の近隣からの利用もある
天心記念五浦分館	立地上、公共交通機関による来館が困難なため(巡回バスは火・木・金のみ運行)、自家用車が中心となるが、割合までは把握していない
陶芸美術館	把握していないが、立地上、個人は自家用車、学校等団体はバスがほとんどである。最寄駅(JR友部駅、笠間駅)から循環バスが出ており、少数ではあるが利用有
自然博物館	来館方法の把握は行っていない 主な来場方法は、個人は自家用車、学校等は団体バスを主に利用している
歴史館	アンケート未実施のため、目視による把握 個人は自家用車、学校は団体バスを主に利用している

オ 県民ニーズの把握

各館において、来館者に対するアンケートを県民ニーズの主たる把握方法としているが、回答率は低く、県民ニーズを的確には把握できていない。

(来館者に対するアンケートの実施方法等)

近代美術館	展示室出口のテーブルにアンケート用紙を設置し、毎日実施 (令和7年度より web フォームに移行) 回答率：平均 2.2% (20 歳未満 14%、20～60 歳 48%、60 歳以上 38%)
つくば分館	展覧会来場者に対する調査は実施していないが、貸ギャラリー利用者からは会期終了後に意見・要望等を書面で提出を受ける 教育普及活動(展示・講座・ワークショップ等)参加者へのアンケート(紙媒体)を実施(土曜講座等の回収率は7割程度)
天心記念五浦分館	インターネット又は紙媒体により、企画展会期中毎日実施 回答率：3.5%程度(50代以上が7割を占める)
陶芸美術館	紙ベース及び Google フォームにより、通年実施 企画展の内容により回答数は上下し、回答の年代、性別は異なる 回収率を上げるため、令和7年度より月1回強化週間を設けている
自然博物館	・企画展アンケート Google フォームによるデジタルアンケートを企画展開催期間中実施 令和6年度回答数：3,651 件 ・「あなたの声によるアンケート」(常設) 記入式アンケート用紙を館内に設置 令和6年度回答数：232件
歴史館	住所、年齢、性別、職業、来館の頻度、展覧会情報の入手方法、展覧会の満足度について来場者からアンケート調査を実施

カ 収集した資料の管理・保管

収蔵庫の収容率については、令和5年6月に近代美術館、陶芸美術館、自然博物館、令和6年11月に歴史館を対象に実態把握調査を実施している。調査結果は、下表のとおりである。

統一した項目による把握がなされていないものの、資料の種別により、収蔵スペースがひっ迫している状況にある。特に自然博物館については、調査後の令和5年度に野外倉庫を改修し収蔵スペースを増やしたが、本来の収蔵スペース以外の棚上などにも資料が保管された状態であり、依然として収蔵場所不足は解消していない。

(収蔵庫の収容率)

	近代美術館	天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館	歴史館
収蔵庫数(室)	1	1	1	3	7
収容率(%)	67.9～100 (注1)	66.7～100 (注1)	62.5～97.4 (注1)	71.8～91.0 (注2)	86.7～100 (注3)

(注1) 近代美術館、天心記念五浦分館、陶芸美術館の収容率は、収蔵庫内の作品種(絵画、工芸、彫刻等)別の収納区画ごとに算出。つくば分館は所蔵品なし

(注2) 自然博物館の収容率は分野別(動物・植物・地学)の収蔵庫(棚内)ごとに算出
(棚内以外にも、棚上や一時保管場所にも多くの所蔵品を保管)

(注3) 歴史館は収蔵庫(7庫)ごとに算出(公文書は対象外)

キ 資料選定、収集手続

資料の選定及び収集については、各館の美術資料収集方針に基づき、購入や寄贈、管理替え等により行っている。

特に、近代美術館（天心記念五浦分館含む）及び陶芸美術館における美術資料の収集は、茨城県美術資料取得基金（9億円）により購入しており、過去5年間の購入実績は、近代美術館19,000千円、陶芸美術館37,274千円で、基金の規模に対し、5年間の平均で1%程度である。

ク 学芸員の配置状況及び勤務実態

指定管理により運営する歴史館を除く各館には、県職員の学芸員が4人から8人配置されている。ただし、40代以上が約8割を占め、近代美術館では40歳、陶芸美術館では43歳が最年少であるなど、学芸員の年齢構成に偏りがある。

なお、歴史館には、茨城県教育財団職員の学芸員が4名配置されている。

（学芸員の配置状況）※指定管理を除く

（単位：人）

近代美術館	つくば分館	天心記念五浦分館	陶芸美術館	自然博物館	計
8	0	5	4	6	23

（学芸員の年代）※指定管理を除く

（単位：人）

20代	30代	40代	50代	60代	計
1	4	9	8	1	23

また、各館の学芸員（指定管理である歴史館を含む）27人を対象に、業務の実態等に関するアンケートを実施し、24人から回答を得た。主な結果は以下のとおりである。

- ・ 担当業務の内容に個人差があるが、担当業務の割合は、「企画展等の企画立案や運営」が約4割で最も多く、次いで「資料の収集・保管・調査研究」が約3割、「それに付随する業務（広報、普及事業、補助金等の交渉等）」が約2割、財務事務等の一般事務は約1割となっている。
- ・ 学芸員の本来業務ではない財務事務等の一般事務が担当業務に含まれている者が7割強（18人／24人中）である。
- ・ 企画展の企画運営等に係る業務の従事割合が大きく、同様に学芸員の本来業務である資料の収集や整理、調査研究等の業務になかなか手が回らない旨の意見が6割強（15人／24人中）となっている。
- ・ 上記の結果とも関連し、外部人材の活用について、望んでいる意見が7割弱（16人／24人中）である。なかでも、活用する具体的な業務として、広報を挙げる意見が10件と、最も多い。

ケ 新たに求められる課題への取組状況

文化課と歴史館において、出版社との連携企画や外部人材を起用した企画展示などを実施しているものの、文化観光振興、産業振興及び地域振興等に関する取組や関係機関との連携に係る取組は、県全体として十分には行われていない。

コ 文化庁補助事業等の活用検討状況

県立の美術館や博物館について、令和2年施行の文化観光推進法に基づく拠点計画や地域計画の策定実績はない。従って、計画の策定支援や、計画に基づく

文化観光推進事業を対象とした文化庁補助金の活用実績はなく、現時点での具体の予定もない。

また、令和2年度以降、展覧会の実施に係る経費を対象とした「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」の活用実績はあるものの、その他の計画策定を条件としない文化観光拠点整備等に係る文化庁補助金や、地域観光の魅力向上等に係る観光庁補助金の活用実績はない。

さらに、博物館法改正に基づく取組に対して文化庁が補助等を行う「博物館機能強化推進事業※9」についても、事業の一つである「専門的人材派遣」を、自然博物館が「デジタル・アーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供」に関して取り組んでいることを除き、活用実績はない。

※9 博物館機能強化推進事業は、博物館法を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図るため、文化庁が補助等を行う事業。「Innovate MUSEUM事業」と「新制度におけるミュージアム応援事業」からなり、新制度施行を踏まえた体制強化等を目指す館への専門的人材派遣は、「新制度におけるミュージアム応援事業」の一つであり、「専門的人材派遣」は補助事業ではなく、館側の予算措置は要しない（P29 ※19参照）。

サ デジタル・アーカイブ化の取組状況

近代美術館と陶芸美術館は、絵画や彫刻、陶芸作品等の美術資料の画像データと作品解説等の文字情報を整備している。

一方、自然博物館と歴史館は、標本資料や文献資料が多いことから、主に文字情報による資料目録の整備を進めている。

デジタル・アーカイブ化に関しては館ごとの対応となっており、所蔵資料の目録、データベース化が主となっている。各館のホームページに所蔵資料の検索システムはあるものの、デジタル・アーカイブ化した資料を活用した付加価値の創造につながる取組には至っていない。

また、自然博物館では複数の標本を1件として、歴史館では1件の資料を分冊してアーカイブ化するなど、資料の性質等により所蔵資料とアーカイブ化数の考え方が異なっている。重ねて、自然博物館と歴史館では、資料の量が膨大であることから、どの資料がアーカイブ化されているかについての把握が困難な状況である。

なお、文化課においては、デジタル・アーカイブ化に関する各館共通の対応方針を定めておらず、対応件数等の確認にとどまっている。

（デジタル・アーカイブ化の状況：所蔵品数は令和7年3月末現在。アーカイブ化数は令和7年8月末現在。つくば分館は所蔵品なし。天心記念五浦分館の所蔵品数等は近代美術館に含む）

	近代美術館	陶芸美術館	自然博物館	歴史館
アーカイブ化率（b／a）	99.2%	90.9%	66.8%以上(注2)	98.9%以下(注2)
所蔵品数 a	4,329点	1,440点	467,770件	572,314件
アーカイブ化数 b（注1）	4,296点	1,309点	312,679件	566,041件
うち、画像データ数	3,695点	1,274点	2,652件	14,370件

（注1）文化課では、博物館法第3条第1項第3号「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」の規定を踏まえ、目録等文字データを登録・管理し公開しているものをデジタル・アーカイブ化としている。

また、公開は、各館ホームページの検索システムによる。

（注2）所蔵資料とアーカイブ化数で件数（点数）の考え方が異なる。自然博物館では複数の標本を1件としてアーカイブ化するロット管理がある一方、歴史館では1件の資料を分冊してアーカイブ化し管理しているため、正確なアーカイブ化率が算出できない。

(2) 関係課

**政策企画部（地域振興課、県北振興局）、県民生活環境部（生活文化課）、
営業戦略部（観光戦略課、観光誘客課）**

地域振興、観光振興及び文化振興に関する業務を担当している３部５課に対し、博物館法の改正を踏まえた業務遂行の状況を調査した。

＜主な調査結果＞

- ・ 博物館法改正の前後で、美術館・博物館を活用した施策について従前と取扱を変えて取り組んでいる所属はいずれもない。
- ・ 文化課や各美術館・博物館との連携については、各課において各館で実施する企画展やイベント等の情報発信をすることに限定され、連携した事業を行っていない。
- ・ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業の活用など、今後の文化観光事業等の取組を強化することについては、各課ともに文化課と連携していく意向を持っている。

詳細については以下のとおり。

ア 生活文化課

所管する茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）の「文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信するとともに、地域の発展に活用していかなければならない」との前文の趣旨にのっとり、同条例に基づき、茨城県文化振興計画やアクションプランを策定※10し、文化及び芸術の振興政策に関する総合的かつ計画的な推進を図っている。

アクションプランでは、「人材の育成等」、「文化の振興」、「文化的資産の活用等」、「文化活動の充実」、「文化活動の支援体制の充実等」の五つが「基本的施策」に位置付けられている。これに基づき、知事部局８部14課（チーム）と教育庁４課において、具体的な各種施策（「文化の担い手の育成及び確保」、「文化を担う子どもたちの育成」、「文化を活用した地域づくり」、「文化交流の推進」、「文化的資産の活用」、「県民の文化活動の充実」、「推進体制の整備」、「文化施設の機能の充実」など）を実施している。

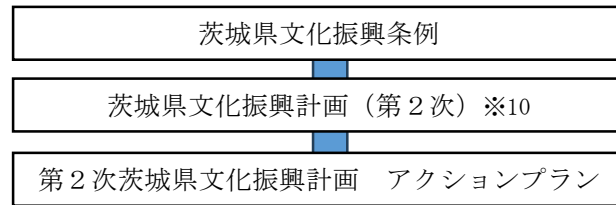
この五つの基本的施策のうち、美術館・博物館に係る取組については、四つの「基本的施策」の中で、「文化を担う子どもたちの育成」や「県民の文化活動の充実」などに向けて、各美術館・博物館に係る普及事業や常設展・企画展に係る事業など、各種事業が位置付けられている。

一方で、「文化的資産の活用等」においては「地域の文化的資産を観光・産業振興や地域振興等に積極的に活用」とされているものの、主な取組としては、フィルムコミッション推進事業のみとなっており、美術館・博物館に係る事業は位置づけられていない。

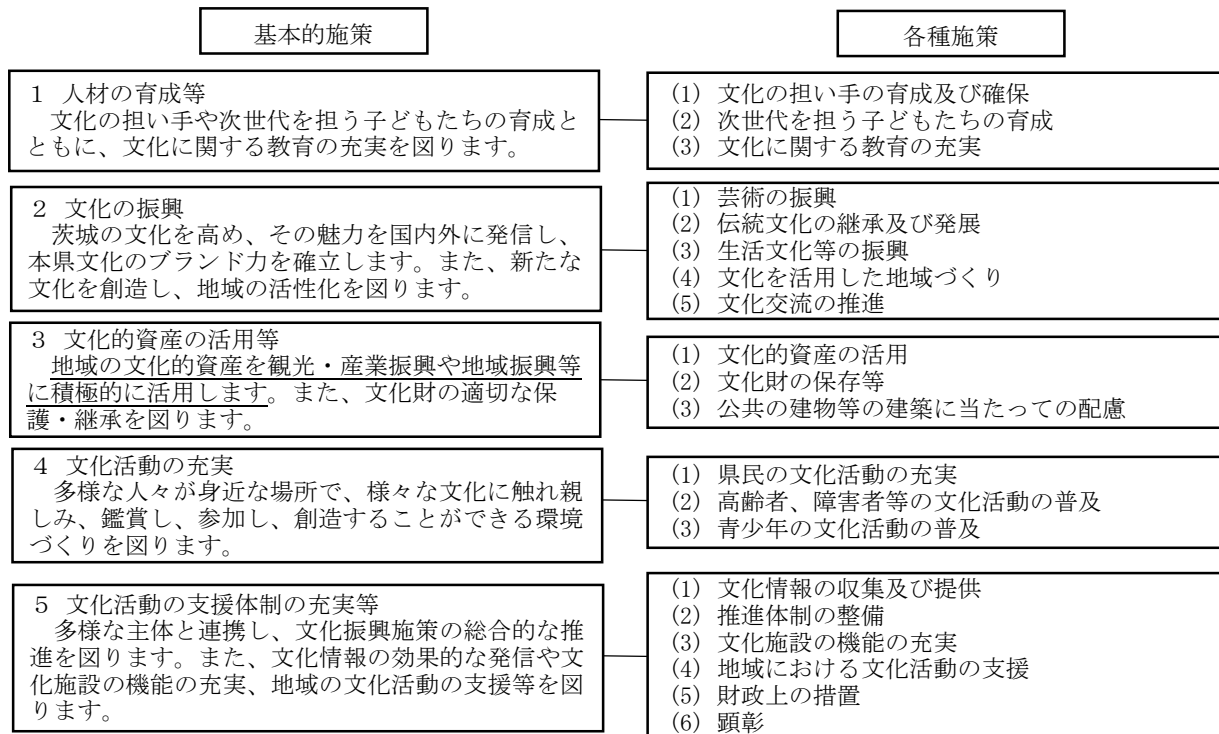
また、各種施策の進捗状況等については、毎年度検証・評価を行い、結果については、年３回程度開催している茨城県文化審議会の中で議題として報告・審議され、学識経験者をはじめ、伝統芸能従事者や音楽家といった幅広い分野から選任された委員から意見を聴取している。聴取した意見は、各課にフィードバックされ施策に反映するなどしているほか、審議結果はホームページで公表されている。

なお、近代美術館での県芸術祭美術展覧会の開催など、美術館・博物館での事業も展開している。

【茨城県文化振興条例等の体系図】



【アクションプラン 施策体系図】



※10 茨城県文化振興計画（第2次）は、第2次茨城県総合計画（令和4年3月策定・計画期間2022年（令和4年）から2025年（令和7年））の文化振興行政に関する部分をもって同計画に代えることとされ、具体の施策の取組内容等を設定し、進行管理を行うため、アクションプランが策定された。

イ 県北振興局

常陸国ロングトレイルなどの県北地域への誘客施策に合わせ、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、マップ等により、天心記念五浦分館への誘客プロモーションを実施している。

昨年度からは、天心記念五浦美術館企画展地域連携実行委員会の構成員として、ロングトレイルや県北地域おこし協力隊を活用した広報も実施している。

ウ 地域振興課

県内の道の駅にパンフレットラックを設置し、美術館・博物館で行われる企画展のチラシについて、各駅に依頼・配架し、観光客等に向けて各館の魅力発信を支援している。

エ 観光戦略課・観光誘客課

観光いばらきホームページやSNSなどにより、企画展やイベント等の情報発信をするなど、各種広報媒体を活用して各館への誘客を促進している。

また、NEXCO東日本と連携し、北関東周遊スマホスタンプラリーを実施しており（実施期間：R7.8.27～12.31）、つくば分館を除く五つの県立の美術館・博物館を対象施設としている。

2 県立の美術館・博物館

(1) 県立の登録博物館の概要

施設名	所在地 開館年月 (築年数)	特徴 (茨城県教育委員会ホームページから引用、編集) https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/art-and-culture/museum/
茨城県近代美術館	水戸市千波町 昭和63年10月 (37年)	・ 偕楽園から続く緑豊かな千波湖畔にある美術館 ・ 横山大観など茨城県ゆかりの作家を中心に、国内外約4,000点の近現代美術作品を収蔵・展示し、ロダン作「三つの影」、横山大観作「流燈」など、多数の所蔵作品の鑑賞が可能 ・ 美術館南側に、水戸市出身の洋画家である中村彝（つね）のアトリエを新築復元し、彝の遺品や資料を公開展示 ・ 企画展・所蔵作品展のほか、映像やパネル等によって作家や技法、美術の流れを紹介するコーナーや創作コーナーもあり、企画展ごとの講演・講座やギャラリートーク、ワークショップ、ミュージアムコンサートなど、さまざまな美術普及事業を実施
つくば分館 ※貸館	つくば市吾妻 平成2年6月 (35年)	・ つくばエクスプレスつくば駅から徒歩約3分に位置し、緑豊かな公園の中に佇む美術館 ・ 「観る・創る・発表する」をコンセプトにした参加型美術館であり、貸しギャラリー事業を中心としており、個展やグループ展など、さまざまな美術活動の発表の場として利用することが可能
天心記念五浦分館	北茨城市 大津町椿 平成9年11月 (28年)	・ 岡倉天心や横山大観をはじめとする五浦ゆかりの作家たちの業績を顕彰するとともに、優れた作品を鑑賞することができ、展望ロビー等からは、大小の入江と美しい松林が見事な景観をつくりだす五浦海岸の眺望も楽しめる ・ 近現代の日本画を中心とした企画展のほか、館内の岡倉天心記念室では、岡倉天心の生涯を、書簡や遺品などによって紹介
茨城県陶芸美術館	笠間市笠間 平成12年4月 (26年)	・ 笠間芸術の森公園内にある陶芸専門の美術館 ・ 茨城県出身の陶芸家で、近代陶芸の祖と称される板谷波山の作品を多数展示するほか、笠間で活躍した人間国宝・松井康成など、日本の近現代陶芸界において優れた業績を残した陶芸家の作品を紹介 ・ 「ときめく」「識(し)る」「楽しむ」の3つのキーワードをもとに、陶芸のすばらしさを広く伝えることを目指す美術館
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	坂東市大崎 平成6年11月 (31年)	・ 自然環境保全地域「菅生沼」のほとりに広がる、15.8haもの敷地をほこる日本最大級の自然博物館 ・ 館内展示では、羽毛をまとったティラノサウルスをはじめ、体験要素を取り入れるなど工夫を凝らした展示を楽しむことが可能 ・ 野外に広がる実際の自然の中でさまざまな体験ができる野外施設もあり、自然とのふれあいを通じて人と自然とのかかわりや、共生の大切さを学ぶことができる
茨城県立歴史館 指定管理者： 公益財団法人茨城県教育財団	水戸市緑町 昭和49年9月 (52年)	・ 茨城の原始・古代から近現代に至る歴史の流れを概観できる常設展をはじめ、特別展および年数回の企画展を開催するほか、一橋徳川家記念室でも年数回の展示替えを行っている ・ 歴史博物館と文書館の機能を併せ持つ施設として、茨城県の歴史に関する資料や公文書を収集・保存 ・ 偕楽園公園の一部でもある敷地内には、茨城県指定文化財である旧水海道小学校本館や旧茂木家住宅も移築されており、銀杏並木をはじめとする樹木や草木が季節によってさまざまな装いを見せてくれる

(築年数は、令和7年11月現在)

(2) 調査結果概要

各館に対して下記の共通の9項目について調査した結果は次のとおりである。

ア 館の目指す姿

館ごとの基本大綱（計画）の中に博物館法改正の趣旨について基本理念としては記載されている。しかし、法改正を踏まえた観光や産業に関連する取組や関係機関・地域・産業界との連携等、新たに求められる課題への対応については、関係機関との連携等に係る記述はあるものの、文化観光や地域振興に係る具体的な取組については十分に言及されていない。

イ 入館者増のための取組

各館とも、チラシやポスター、新聞等の媒体を始め、SNS等も活用して積極的な広報に取り組んでいる。特に歴史館では、昨年度、館内各課の職員が構成員となる横断的な組織である広報戦略会議を立ち上げ、広報体制を強化するなどにより、入館者数の増加につながった。

ウ 収集した資料の管理・整理・保管状況

館ごとに所蔵資料の性質や点数が異なるため、管理や保管の方法等について違いがみられるものの、全体的に収蔵スペースがひっ迫している状況にある。特に自然博物館においては、所蔵資料の一部を本来の収蔵スペース以外の場所で保管している。

エ 一般・企画展・館の魅力向上のための取組

各館とも、展示の工夫や興味を引く企画展の実施などにより、館の魅力向上に取り組んでいる。特に近代美術館で実施している、気軽に来館して美術を楽しむ体験できる「アートフォーラムコーナー」の取組や、近代美術館及び天心記念五浦分館での、特定の服装等での来館者に団体割引を適用し、美術館に来ることにイベント要素を出す取組、歴史館での「なぜ恋してしまうのか？展」や「サンリオ展」といったこれまでの発想にない展覧会の開催などがみられる。

オ 教育普及事業の充実のための取組

各館とも、学校団体の受入れを積極的に行うとともに、学校側が利用しやすい環境作りに努めている。特に近代美術館や天心記念五浦分館では、茨城大学との連携により、大学の授業の場で美術館を利用するなどしている。

カ 知事部局関係課（観光・地域振興・生活文化など）との連携状況

自然博物館では、県や市のイベント等に参加し出張展示の実施や、テレビ広報の活用など、近代美術館では、県芸術祭美術展覧会や現代茨城作家美術展における生活文化課との連携などの取組がみられるが、全般的にみると情報提供や単発的なイベントでの協力にとどまり、継続的に十分な連携がなされているとはいえない。

キ 博物館相互の連携、博物館以外の各種団体や施設との連携、文化観光や国際交流、福祉や産業などの多様な分野との連携状況

各館とも、茨城大学や企業などとの連携の取組のほか、企業と美術館がパートナーとなり、企業による新しい美術館支援の取組を実施しており、陶芸美術館では、笠間市観光協会や笠間焼協同組合、地元作家との連携がなされている。

一方で、歴史館において梅まつりの時期に偕楽園入場券による割引の取組はあるものの、近隣に位置する近代美術館、歴史館、偕楽園の周遊性を高めるための相互の連携については、十分な取組はなされていない。

ク デジタル・アーカイブ化の推進のための取組

各館のホームページにおいて、所蔵品を確認できる独自の検索システム※11を導入し、各館でそれぞれ運営している。所蔵資料のデジタル化とその公開の取組を進めており、画像の掲載も進めている一方、目録やデータベースの公開にとどまる資料もある。

博物館法改正の趣旨に沿ったデジタル・アーカイブ化した資料を活用した取組には至っていない。

※11 所蔵品検索システム（各館で独自の検索システムにより所蔵品をホームページで公表）

近代美術館所蔵作品検索システム	茨城県陶芸美術館デジタルアーカイブ (トップページ)
https://jmapps.ne.jp/ibrkkindai/index.html	http://www.research.tougei.museum.ibk.ed.jp/
茨城県近代美術館 所蔵作品検索システム ※作者名で検索する場合は、姓と名の間にスペースを入れてください。 条件を入力して探す ▶ 作者名一覧から探す キーワード ☒ 全ての語を含む ☐ いずれか 作品名 作者名 分類 ▼ ☐ 画像のみを表示 <input type="submit" value="検索"/>	

ケ 学芸員の育成のための取組

内部研修や国等の主催による外部研修などへの参加などにより、学芸員としての専門性の向上等に努めている。特に、近代美術館においては、自主企画展を若手学芸員に積極的に担当させ、ベテラン学芸員を副担当につけ、ノウハウを伝達するなどしている。

(3) 各館の特記事項

各館における特記事項は、次のとおりである。

ア 近代美術館

- 入館者増のための取組として、広報の充実を図るため、水戸市に所在する報道機関の支局長等を訪問し、取材の要請を行うほか、オンラインでプレスリリースを発信する企業と契約し、報道関係者2,000名以上に情報発信をしている。さらに、展示品の撮影やフォトスポットの設営などSNSでの発信環境を整えるなどしている。

また、企画展のテーマにあった衣類や小物等を身につけた入館者に対して、団体割引を実施する取組を行った。

- 収集した資料の管理については、経年劣化などにより修復が必要な作品があるが、予算が不十分で修復が滞っている現状にある。令和6年度には三菱財

団からの文化財修復助成金を得て屏風作品の修復を実施している。

- ・ ポーラ美術振興財団から助成を受け、令和8年度開催予定の企画展に向け調査・研究を実施した。また、企画展の充実のため、日本芸術文化振興会が実施している芸術文化振興基金の助成を受け、企画展を実施した。
- ・ 魅力向上のための取組としては、これまで企画展の関連展示を行っていた「アートフォーラムコーナー」の内容を見直し、保護者と子どもが気軽に来館して、美術を楽しく体験できるコーナーとした。
また、無料アプリ「ポケット学芸員」を導入し、来館者が自身のスマートフォンを利用して、所蔵作品展の作品解説を聴けるサービス（各所蔵品展で5～10作品程度）を提供している。
- ・ 教育普及事業の充実のため、所蔵作品を活用したオリジナル映像と音楽、専属職員のトークによる鑑賞イベント「ハロー！ミュージアム」を実施している。また、高校生が同世代の視点で普及事業に積極的に取り組む「高校生特派員制度」を設け、自主的・主体的に来館する動機づけを行っている。
さらに、パートナー企業の支援金を活用し、アートバス事業（県内小学校団体の受入）を実施している。来館のためのバス借り上げ料や高速道路利用料を助成するとともに、来館時には美術の楽しみ方を体験できる「対話型アートツアー」などのプログラムを提供している。
この他、茨城大学教育学部と連携協定を締結し、学生が授業の一環として参加する「子どものためのオープンワークショップ」や、大学教授を講師とする「美術館アカデミー」、教職大学院の実習受け入れなど、多様な事業を実施している。
- ・ 生活文化課と連携して、茨城県芸術祭の美術展覧会や現代茨城作家美術展を開催し、芸術活動の発表の場を提供することで、県の芸術文化振興を推進している。
- ・ 観光部局とも連携をして、美術館を観光資源として活用していきたいと考えている。過去に、梅まつり期間中、偕楽園好文亭や歴史館等との相互割引を実施したが、周遊客の増に結びつかず、廃止となった。
- ・ 天心記念五浦分館、陶芸美術館とも連携として、つくば分館で月に1回各館職員が講師となる「土曜講座」を実施している。
- ・ 学芸員の育成のため、自主企画展を若手学芸員に積極的に担当させ、ベテラン学芸員を副担当につけ、ノウハウを伝達するなどしている。

イ つくば分館

- ・ 貸しギャラリー事業を中心として、県内（主に県南地域）で活動する作家や教育機関等に対し広く作品発表の場を提供するとともに、県民に対しては、様々なジャンルの展覧会や美術講座（土曜講座、美術講演会）、参加型の体験活動（実技講座、ワークショップ）等を提供している。
- ・ 文化課が主催する高校生総文祭写真展を例年実施しているほか、県陶芸大学校や障害福祉課等が主催する展覧会の実施実績があるなど、文化課や知事部局と連携して、ギャラリーの貸出を行っている。
- ・ 生活文化課と連携し、「茨城の美術セレクション」の会場として提供している。
- ・ 企業が主催する「夏休み宿題応援inつくば」において、子どもの夏休みの習字・絵画の宿題を、筑波大学で書・芸術を学ぶ学生が指導・アドバイスするイベントを開催している。

ウ 天心記念五浦分館

- ・ 入館者増のための取組として、広報の充実を図るため、北茨城市と連携して、学校を介した保護者の携帯端末への企画展の案内送信や、広報誌への企画展出品作品に関する解説記事の掲載、展覧会チラシの全戸配布などを行っているほか、地域の旅館や観光ボランティア等に鑑賞の機会を設け、観光客の誘致に努めている。
- ・ 魅力向上のための取組としては、企画展に合わせて、着物や甚平、はっぴ、又は和柄の小物を身につけることで団体割引を適用し、美術館に来ることそのものにイベント要素を出す取組など、企画展を盛り上げるための新しい取組を考え、実施している。
また、令和7年度の新たな取り組みとして、今後、美術作品を前に、思ったことを自由に語り合う日として、展示室内で会話しながらの鑑賞を可とする「スマイル・トーク・デイ」を導入している。
- ・ 教育普及事業の充実のため、茨城大学との連携により、大学の授業の場で美術館を利用するなどしている。
- ・ 県北振興局と連携した常陸国ロングトレイルの協力店舗及び県北地域の地域おこし協力隊を通じた広報の実施や、観光戦略課のアニメ番組に関連したスタンプラリーへの参加などのほか、企画展の開催においても、県北振興局や北茨城市、茨城大学、東京藝術大学と地域連携実行委員会を立ち上げ実施するなど、連携を進めている。
- ・ 生活文化課と連携し、「茨城の美術セレクション」の会場として提供している。
- ・ 博物館相互の連携として、つくば分館で年に数回、館の職員が講師となる「土曜講座」を実施しているほか、令和4年度に実施した「旅するチバラキ展」では、歴史館と連携し、相互割引や相互の職員を講師とした講演会を実施した。
- ・ 文化観光の推進等のため、美術館に観光案内所の機能を取り入れることも有効であり、美術館を拠点として他の観光地に誘導することも面白い取組であると考えている。
- ・ 企画展の内容を充実させるため、日本芸術文化振興会が実施している芸術文化振興基金の助成を受けるなどしている。

エ 陶芸美術館

- ・ 「陶芸美術館運営基本大綱」において、基本理念の中で博物館法の改正内容に触れ、運営の基本方針で、地域の振興に対する取組について、地域や近隣施設、団体等と連携し、県内陶芸の芸術性の向上と地域の振興に寄与する事業の実施を推進することが言及されている。
- ・ 入館者増のための取組として、企画展の事前公開を行い、マスコミ以外でも、SNS発信に影響のある協力的な作家なども招待し情報発信の拡充を行っている。近年では特に、Instagramでの発信に力を入れており、工夫をこらし投稿の充実を図っている。
- ・ 魅力向上のための取組としては、静かに鑑賞することが一般的であるところ、作品の感想や意見を自由に話し、楽しみながら鑑賞してもらう「話そう・聞こうの日」を毎日実施するなど、新しい取組を進めている。
- ・ 教育普及事業の充実のため、笠間市教育委員会と連携した「笠間発見！スタンプラリー」（夏休み期間中に実施）や、学芸員の説明を聞きながら、人間国宝の名品をはじめとする収蔵品に触れることのできる「タッチ&トーク」な

どを実施している。

- ・ 生活文化課と連携し、「茨城の美術セレクション」の会場として提供している。
- ・ 笠間市及び観光協会と連携した周遊バスの運行や、笠間焼協同組合及び地元作家と連携したイベントの実施など連携した事業に取り組んでいる。
- ・ 笠間市が立ち上げた「インバウンド推進協議会」に参画しており、国際４大公募展（日本、台湾、韓国、イタリア）の一つである昨年度の台湾の公募展に学芸員を派遣し、台湾の学芸員と交流会を行うなど、国際交流を図っている。
- ・ 博物館相互の連携として、つくば分館で年に数回、館の職員が講師となる「土曜講座」を実施している。
- ・ 学芸員の育成のため、自主企画展を多く企画・担当することにより、学芸員としての独自性や企画力の向上につなげている。
- ・ 企画展の内容を充実させるため、令和６年度は、地域の文化・芸術活動に対して一般財団法人地域創造が実施している地域創造助成金や、日本芸術文化振興会が実施している芸術文化振興基金の助成を受けて、それぞれ企画展を実施している。

オ 自然博物館

- ・ 「中期計画２０２５」において、計画策定の趣旨の中で博物館法の改正内容に触れ、実施事業で、地域との連携に対する取組について、坂東市や近隣の市町村、隣接する施設である「水海道あすなろの里」といった社会教育施設などと連携し、地域の活力向上に努めることが言及されている。
- ・ 入館者増のための取組として、SNSでの口コミ・宣伝効果を高めるため、来館者がSNSに投稿したくなるようなスポットを提供するなど工夫した展示を行っている。
- ・ 交通渋滞による周辺住民への影響を考慮し、繁忙期などの季節には予約制を導入することにより、渋滞緩和に努めている。
- ・ 駐車場の不足や交通アクセスに課題がある。
- ・ 収集した資料については、自館のクラウド型データベースシステムを活用した収蔵管理システムにより登録・公開を行っているほか、国立科学博物館が運営するポータルサイト「サイエンスミュージアムネット（S－N e t）」及び「地球規模生物多様性情報機構（G B I F）」へ所蔵データを提供し、国内外で情報検索を可能としている。
- ・ 収集した資料の保管については、スペースがほぼ満杯であり、保管棚の増設などにより対応をしているところであるが、それでも収まりきらず、本来の所蔵スペース以外の場所でも保管している状況である。
その対応として、令和５年度に野外倉庫を改修し、温湿度管理の必要性の低い資料を収蔵庫から移動、保管している。
- ・ 展示をわかりやすく伝えるため、クイズシート等を使用し子どもたちが作業をしながら展示を楽しめる工夫や、体験型展示や映像資料の充実を図っている。
- ・ 観光誘客課が令和６年度まで実施した観光キャンペーンをはじめ、坂東市の将門まつり・逆井城まつりや常総市の千姫まつりなど、市が実施するイベント等に参加して、出張展示を実施しているほか、県が運営するインターネットテレビ「いばキラTV」を活用するなど、県関係課や関係市等と連携した事業に取り組んでいる。

- ・ 令和6年に実施した第89回企画展「恐竜vs哺乳類」において、恐竜の骨格等の3Dモデルのデジタルデータを公開した。
- ・ 今年度、文化庁の「博物館機能強化推進事業（専門的人材派遣）」を活用し、「デジタル・アーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供」に関する取組を行っている。

カ 歴史館

- ・ 毎年度制定している事業計画書において、博物館法改正以前から、実施計画の中で「観光拠点としてのにぎわいの創出」や「多様な主体との連携・協働」について言及されている。
- ・ 入館者増のための取組として、昨年度から館内各課の職員が構成員となる横断的な組織である広報戦略会議を定期的を実施し、より訴求力のあるポスター、チラシの作成を中心に、戦略的な広報活動を行い、入館者数の増加につなげている。
- ・ 魅力向上のための取組としては、様々な世代が集い、交流し、歴史館に親しみを持ってもらえるよう、国内外の観光ニーズに対応したイベントとして歴史館まつり、いちようまつりを開催し、観光拠点としてのにぎわいの創出を図っている。
- ・ 生活文化課と連携し、「茨城県子ども伝統文化フェスティバル」の会場として提供している。
- ・ 外部業者との連携や外部人材の起用等により、小学館の漫画雑誌「コロコロコミック」とのコラボ企画や、「なぜ恋してしまうのか？」展など、これまでにない新しい取組を行っている。
- ・ 関係団体との連携については、一般財団法人日本国際協力センター（JICE）と連携し、インバウンドの団体客の誘致を行うとともに、外国語表記のキャプション・パネル等の充実を図っている。また、JR東日本とは、茨城県内の観光施設を周遊できる電子チケットサービスを展開している。
- ・ 今年度は「サンリオ展」といった、思い切った展覧会も実施し、同展では98,035人の入館者数となった。

3 学識経験者

文化庁 博物館振興室 中尾博物館支援調査官から、博物館法改正を含めた現在の博物館を取り巻く状況や、他県の博物館の取組事例、これからの博物館の課題等について、講演を聴講した。

また、近代美術館や歴史館について現地視察を実施した。

(1) 講演の結果概要

- ・ 博物館は、公共施設の中で住民にとって必要とされる優先度が低いのが現状であり、これは、博物館に係る公金支出の説明責任が果たされていないということである。これからの博物館は、多様な主体との連携により地域の発展に寄与するものでなければならない。
- ・ 自治体の目的が住民福祉の増進である以上、その設置する公立博物館の存在意義は住民の幸福（well-being）であり、地域や社会への貢献や関係性の構築が必要である。博物館の使命の達成のための戦略を立て、その成果を広く社会に共有することで博物館の持続的な発展につなげることができる。
- ・ 博物館の持続的な運営と発展には、運営・事業資金が必要だが、表面的な収益増加や資金獲得に留まるのではなく、出資者や利用者との「価値の共有」による「社会的価値の持続化」を目指すべきである。
- ・ 入館料の検討に当たっては、収入と利益は異なることを明確に意識しなければならない。入館券の印刷や人件費、事務費などの収受コストを考えると、収入はあっても利益が上がっていないケースもある。入館料の検討は利益ベースで進めるべきである。

また、入館料の徴収や値上げによる館と利用者にとっての機会損失の発生にも留意する必要がある。多くの方に文化芸術に触れてもらうための施設であることを念頭に置き、利用者一人当たり公費負担額といった指標等により博物館の「コストパフォーマンス」を高める検討が必要である。

- ・ 博物館の役割は多様化、高度化しており、学芸員が全ての業務に対応することは不可能である。そのため、学芸員などの専門職の役割を明確化し、専門的な知識やスキルを持つ外部人材の雇用や横断的な配置など、博物館の体制を見直していくことが重要である。
- ・ 博物館法改正により、博物館の主たる事業にデジタル・アーカイブ化を加えたが、情報の保存と体系化、資料の公共化、住民の創造的活動などの観点から、資料のデジタル・アーカイブ化は重要なものとなっている。デジタル化によって、これからの博物館と文化行政をより良い方向に変化させることができる。

(2) 講演内容

ア 博物館を取り巻く現状

調査に回答した全国の博物館（2,258館）のうち、年間入館者数が1万人未満の博物館は38.9%であり、中央値は14,464人である。常勤職員数が10人以下の博物館は83.0%であり、年間運営費が5千万円以下の博物館は61.5%となっている。

また、年間支出に占める収入の割合が10%未満の館は54.3%であり、ほとんどの運営資金を内部支出で賄っている状況である※12。

※12 「日本の博物館総合調査報告書」（平成29年3月 公益財団法人日本博物館協会）

一方、公立博物館に対する住民意識については、「公共施設に係る住民意識調

査」※13において、「厳しい自治体の財政状況の中、『今後も公共施設として残すべき』と思う施設」を選択肢の中からあてはまるものを全て選ぶ調査を実施しており、「郷土歴史館」の回答が最も少なく、また、「美術館・博物館」も4人に1人しか回答しておらず、住民にとって、公立の美術館・博物館が必要な施設として認識されていない現状がある。

- ※13 「公共施設に関する住民意識調査」（平成26年 日本政策投資銀行、日本経済研究所）
「今後も公共施設として残すべき」と思う施設（複数回答）
- | | | |
|----------|-------|------------------|
| ・美術館・博物館 | 24.8% | （図書館（50.7%）の約半分） |
| ・郷土歴史館 | 14.1% | |

その他、学芸員資格を持った常勤職員がいない館が35.3%、収蔵品はほぼ満杯の館が56.9%、資料購入予算のない館が63.4%という状況である※14。

- ※14 「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」（公益財団法人日本博物館協会）
（令和2年9月公表）

イ 博物館の持続的な運営と発展のための取組

公立博物館の存在意義は住民の幸福（well-being）であり、地域や社会への貢献や関係性の構築が必要である。博物館の使命の達成のための戦略を立て、その成果を広く社会に共有することで博物館の持続的な発展につなげることができる。

そのためには、運営・事業資金が必要であり、内部資金の維持・増加や入館料等の収益増加と並び、ファンドレイジング（寄付、寄贈、会員制度、スポンサー、ネーミングライツ、事業支援等）による外部資金の獲得も重要である。

ただし、これらの事業に必要なのは、出資者や利用者との「価値の共有」による「社会的価値の持続化」であり、単なる収益増加や資金獲得と捉えるべきものではない※15。

- （例）※15 国立科学博物館のクラウドファンディング

令和5年に「地球の宝を守れ 国立科学博物館500万点のコレクションを次世代へ」と題し、館が持つ資料の価値を改めて言語化し発信したところ、目標金額1億円に対し、国内最高額の9億1600万円余が集まった。

中山道広重美術館（岐阜県恵那市）のスポンサー制度

企業が美術館活動に参画する「中山道広重美術館スポンサー制度」を平成29年より実施。

企業が特定の開館時間帯の入館料相当額を負担し、その時間帯のスポンサーとなる制度で、当該時間帯は入館料が無料となり、利用者がメリットを得、館は来館者の増加が期待できるとともに、スポンサー企業は地元文化に貢献するという姿勢を明確に示すことができる。

平成29年から「フリーフライデー」、令和4年から「フリーウエズデー」を設けている。

ウ 入館料検討のための指標

社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには無料公開されるべきとの考えのもと、博物館法において、公立博物館は入館料等を徴収してはならないとされている（26条）。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされ（26条但書）、入館料については館の実情を踏まえて各設置者が適切に判断すべき事柄である。

公立博物館については、税金を原資としていることから、入館料のあり方は重要な検討課題の一つであるが、収入と利益を整理できていない検討は避けなければならない。経営資金獲得に当たっては、収受コストも踏まえた利益ベースで具体的な数字の検討を行うべきである。また、本来の設置目的や使命（住民

が文化芸術に触れ、楽しむ機会を創出する）を踏まえ、入館料の徴収や値上げによる機会損失が無いようにする必要もある。

多くの方に文化芸術に触れてもらうための施設であることを念頭に置き、利用者一人当たり公費負担額※16といった指標等により博物館の「コストパフォーマンス」を高める検討が必要である。

※16 利用者一人当たり公費負担額

収支額を入館者数で割ることで算出される。

「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」（公益財団法人日本博物館協会、令和2年9月公表）の中央値から算出される一人当たり負担額は以下のとおり。

支出の中央値 2,965万円、入館料収入の中央値 105万円、入館者数の中央値 14,399人
一人当たりの負担額 $(29,650,000円 - 1,050,000円) \div 14,399人 = 1,986円$

エ アカウンタビリティ（説明責任）の確保

博物館は、住民にとって公共施設の中で必要性の優先順位が低い施設（前掲ア）とされている状況にある。

このことは、公金支出の説明責任が担保できていないという現実の表れであり、公立博物館は住民の税金により運営されている以上、それに見合った価値を提供し、住民と共有しなくてはならない※17。

（例）※17 熊本市現代美術館の「ご用聞き」の取組

館長を中心に、市役所各課の職員や商店街等の市民との対話を行い、熊本市の課題（まちづくり、市の魅力発信など）を市民や団体とともに解決する活動。この結果、行政職員に新たな気づきやポジティブな思考が生まれるなどの効果が生まれている。

オ 博物館の役割の多様化・高度化に対応する専門人材の活用

D Xや広報、マーケティング、まちづくり等、博物館の役割の多様化・高度化が進む中、学芸員がすべてをやることは不可能である。

こうした状況に対応するためには、博物館事業に関する技術的・学術的専門性を持った常勤の学芸員等が館の中核人材として事業を進め、マネジメントや広報、D Xなど多様な課題への対応や取組強化については、専門性を持つ人材を有期雇用や委嘱、官民連携により横断的に活用する体制が適切である※18。

（例）※18 千葉県における副業人材の登用

千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課で、県立博物館の広報戦略アドバイザーを、副業・兼業として募集。特別展や企画展に向けた広報戦略の立案・広報施策の実施に関する助言や、職員のスキルアップのための研修の実施を担当している。

御船町恐竜博物館（熊本県）での多様な専門人材の活用

古生物学を専攻する学芸員は1名のみであるが、エドューケーター（教育普及）、プリパレーター（資料技師）、デザイナー、インタープリター（解説員）など、多様な専門人材で体制が構築されている。

文化庁では、こうした人材不足の課題に対応するため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣する事業※19を行っている。

※19 「博物館機能強化推進事業（専門的人材派遣）」（文化庁 令和6年度から）

美術館・博物館等の場に対象となる次の3テーマの専門的人材を派遣し、伴走支援を通じて、学芸員等、博物館の専門的職員が課題解決に必要なスキルの習得を図ることを目的とした支援事業

- ・ デジタル・アーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供
- ・ 展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供
- ・ ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供

自然博物館において、「デジタル・アーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供」に関する人材派遣を活用

カ デジタル・アーカイブ化の推進

博物館資料に係る情報の保存と体系化、博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化、多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進のため、改正博物館法に、「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開が加えられた。

デジタル・アーカイブ化に当たっては、デジタル化と合わせ、情報の共有二次的利用によるオープン化を進め、公開されたデジタルデータを自由に活用できる取組や、市民との協働によりデジタルデータを作成し公開する取組※20など、新たな価値の創造につながる取組をすべきである。

- ※20 ・ 公開されたデジタルデータを自由に活用できる取組
所蔵作品をデジタル・アーカイブ化し、公開。デジタルデータは自由にダウンロードが可能
アムステルダム国立美術館（オランダ）では、コレクションの利活用と、新たなアートの創造を促進するためにデジタル・アーカイブを使った商品や教材作成のアイデアを世界中から募って表彰。また、オンライン販売サイトと連携し、アーカイブを使った商品を販売
スミソニアン博物館（アメリカ）では、改変も含めた自由な二次的活用を許可することで博物館のコレクションデータそのものの活用可能性を広げる取組を実施
- ・ 市民との協働によりデジタルデータを作成し公開する取組
飛騨みやがわ考古民俗館（岐阜県）や相模原市立博物館（神奈川県）では、博物館の所蔵資料の3Dデータ作成から公開まで、館外の一般参加者が行い、楽しみながら参画することで博物館との関係性を深める取組を実施

（3）現地視察の所見

講演の前に、近代美術館及び歴史館の視察を行った。近代美術館に対しては、知らない人でも楽しめる各作家の作品の魅力の更なる発信や、中村彝（つね）のアトリエにおける美術館来訪者の体験設計の検討の必要性、歴史館に対しては、展示説明について、来館者の視点に立ち、ストーリー性を持った内容構成とすることが必要であるとの所見が示された。

ア 近代美術館

- ・ フリースペースに子どもが遊べるコーナーがあり、年代を問わず広く県民に親しまれようとされている。費用が無いなりに地域資源を取り込みながらうまく作っており感心した。
- ・ 企画展はストーリー性のあるキュレーションがなされており、美術に興味のない人でも楽しめるのではないかと。
- ・ コレクション展も季節に応じて収蔵作品を見せる工夫があり、一定のストーリー性を持っている。ただ企画展に比べやや解説が少なく、四季というやや「普通の」テーマ自体がやや一般向けとしても美術ファン向けとしてもフックとして弱く、検討や手間をかける必要のない無難なテーマにしているように感じて少し残念である（次回は「窓」をテーマにしているようで、以上の指摘は当てはまらないかもしれない）。
- ・ 横山大観や小川芋銭、中村彝など、地域性のある素晴らしいコレクションを持っているが、美術ファンにのみ通じる名前の認知や権威性だけでなく、知らない人でも楽しめる各作家の作品の魅力が発信されるとより良いのではと感じた（その意味で「中村彝のアトリエ」という名称では人は動かさない。より価値と魅力を共有できるような愛称やキャッチフレーズを付けるなどしていてもよいかもしれない）
- ・ 中村彝のアトリエも含めた美術館来訪者の体験設計（彝を知らない県民がその作品の魅力や意義に触れ、アトリエでその生涯に思いを馳せる時間を持つにはどうしたらいいか）について、動線や展示作品も含めて検討されるとよ

いのではないか。物理的な建物や部屋配置等で難しいかもしれないが、保存されたアトリエがややもったいなく感じた。

- ・ 企業パートナーについては、支援の枠組みや仕組みについて、うまく運用されており感心した。これだけの支援を取り付けられていることも素晴らしい。ただ、展覧会支援やアートバスなどの鑑賞プログラムなど、「美術館がやりたいこと」への支援のみになっていることがやや気になった。企業がCSR（企業の社会的責任）やESG（環境・社会・企業統治を考慮した投資活動や経営・事業活動）の意義を感じてくれているので、これだけの支援を獲得できているので問題はないが、今後の展開や支援の持続性、拡大を考えると、「企業がやりたいこと」を美術館が実現し、双方にメリットが生まれる連携や協働を進める視点も必要になるかもしれない。

イ 歴史館

- ・ 常設展示の資料に馬を表現した古墳時代の王冠があった。学芸員の解説は馬が表現された意図など資料の背景を紐解くものでとても良かったが、その内容が解説パネルには盛り込まれておらず、資料の価値やストーリーが十分に伝わらないのはもったいなく感じた。
- ・ 全体的に、旧来の博物館によくあるような、見せる側からの「知っておくべき」という視点での説明表示が多いと感じた。
- ・ 歴史館を訪れる人が何を求めてくるか。資料の詳しい情報を知り、勉強しに来る人ばかりではなく、多くの方は歴史のダイナミズムや先人たちの暮らし、いわゆる歴史ロマンを求めてくるのではないかと思われる。そのニーズに応えるため、資料が持つストーリー性を伝えることが必要で、また、資料に直接関わる専門家（学芸員）の視点や考え方も資料の魅力を伝えるためには有効であると考えます。
- ・ 前回の常設展のリニューアルからかなり時間が経過している。旧来の博物館展示は一方通行的な情報の提供に留まり、来館者との双方向性（コミュニケーション）の観点が欠けていたため、次回の見直しの際には、入館者の目線に立ち、大切なことを伝えつつも、求められる展示を検討されると良いのではないかと。

第6 先進地視察

文化観光推進法に基づき地域計画※21を定め、地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に取り組んでいる石川県及び福井県における取組を視察し、以下の知見を得た。

※21 文化観光推進法に基づく地域計画

都道府県や市町村が組織する協議会が作成する、文化観光拠点施設（博物館、美術館等の「文化資源保存活用施設」が、観光協会、旅行会社等の「文化観光推進事業者」と連携し、文化についての理解を深めるために解説紹介を行う施設）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画のこと。国の計画認定により、計画に係る文化観光推進事業の実施にあたっての予算上の措置など、国等から支援を受けることができる。

<主な調査結果>

- ・ 両県では、早い時期（石川県は平成8年、福井県は平成24年）から美術館・博物館の所管部局を教育委員会から知事部局に移管し、県としての組織体制を強化していた。
- ・ 両県とも、当該地域計画（石川県は令和3年、福井県は令和2年）策定以前から、県や市、観光団体、地元団体等との協議会により地域での連携体制を構築していた。
- ・ 両県とも、当該協議会を活用して地域計画の取組を進め、文化庁の補助金を活用して、施設の利便性や魅力向上、エリア全体の周遊性の向上等につなげていた。
- ・ 具体的な補助金の活用策としては、施設の利便性や魅力向上に係る、VRシアターの整備やスマホ音声ガイドの導入（石川県）、ARやVRアプリの制作・公開、Wi-Fiの整備（福井県）など物理的な環境整備や、兼六園周辺文化の森にある美術館や博物館を中心とした夜間開館、飲食店と組み合わせた体験型ツアー等の実施（石川県）、遺跡広域周遊ラッピングバスの運行、周遊のためのレンタサイクルの導入（福井県）など、エリア全体の周遊性の向上に係る企画実施である。
- ・ これらの取組の結果、石川県においては、能登半島地震の影響があり、コロナ禍前の令和元年度の水準には達しなかったものの、令和6年度の中核文化観光拠点施設の来訪者数は、令和4年度比で4.7%の増となり、訪日外国人の来訪者数は、令和元年度の水準を上回った。福井県においては、令和6年度に来訪者数は目標には達しなかったが、令和4年度に博物館が開館したこともあり、コロナ禍前の令和元年度の来訪者数に比べて倍増し、来訪者の満足度も目標を達成した。また、福井市内の観光客入込客数や観光消費額も、コロナ禍前の令和元年度の水準を上回った。
- ・ また、当該計画地域のみにとどまらず、全県的な波及効果を期して、当該エリア以外に所在する県立の文化施設5館の周遊を促すクーポン付きのミュージアムパスポートの発行や、より広域に、近隣2県との連携による周遊スタンプラリーなどにも取り組んでいる（福井県）。
- ・ 美術館・博物館在勤の学芸員については、三課・三班体制で数年ごとにローテーションし、おおよそ全ての業務に精通するよう育成し、他県との人事交流を実施している（石川県）。また、博物館の学芸員を増員し、企画展の開催や調査研究のための人員の充実を行っている（福井県）。

1 石川県の取組

(1) 目的

「兼六園周辺文化の森地域計画」（令和3年度文化庁認定）について、その狙いや成果、文化庁補助金の活用状況等を把握するとともに、偕楽園と並び称される日本三名園のひとつである兼六園周辺の複数の博物館等の文化観光施設が連携して周遊性を高める取組を視察調査し、本県の県立博物館の運営及び文化観光の取組に係る監査の参考とする。

(2) 地域計画「兼六園周辺文化の森地域計画」の概要

計画期間は令和3年度～令和7年度である。

計画に基づく文化観光推進事業費は5年間で9億4,700万円であり、そのうち、文化庁の補助金は2億2,100万円である。（いずれも計画ベース）

課題として、①観光都市の形成と市民生活の調和、②誘客を促進するための魅力的な展示と理解を深める解説コンテンツの充実、③高付加価値体験を提供するコンテンツの不足、④快適に金沢の文化観光を楽しめる環境整備を掲げ、多くの文化施設や歴史的建造物が集積する全国有数の文化ゾーンとして、兼六園等に集中する観光客を県立美術館等その他の文化施設への周遊につなげるため、周辺文化施設のさらなる魅力アップとエリア全体の回遊性の向上に取り組んでいる。

(3) 視察先

いずれもJR金沢駅から車で約10～15分の兼六園周辺文化の森エリアに立地している。

ア 石川県立美術館

国宝の「色絵雉香炉」（野々村仁清作）をはじめ、石川県が誇る名品を展示している。古九谷や、加賀藩前田家伝来の文化財、石川県ゆかりの芸術院会員や人間国宝の絵画・彫刻・工芸など、古美術から現代まで、石川県ならではの美術工芸品を幅広く鑑賞できる。平成20年にリニューアルを実施し、館内にはパティシエ辻口博啓氏プロデュースのカフェも併設している。平成28年4月には、石川県立美術館広坂別館横に「石川県文化財保存修復工房」が移転・リニューアルオープンし、実際の修復作業を常時見学できる。

石川県の伝統的な芸術的個性を生かした、地方色豊かな美術館として、美術文化活動の中核的な役割を果たし、生涯学習の場として、県民の憩いとくつろぎの場としてふさわしい美術館を目指して運営されている。

（公益社団法人石川県観光連盟ホームページ、美術館リーフレットより）

https://www.hot-ishikawa.jp/spot/detail_4640.html

イ 石川県立歴史博物館

旧陸軍兵器庫の赤レンガ棟を再生した建物は、国の重要文化財となっている。

展示室では原始の玉作りや古代の東アジアとの交流、中世の一向一揆、近世の参勤交代、近代の美術工芸、そして現代まで続く祭礼風流など、多彩な展示コーナーを設けている。豊富な実物資料やジオラマ、大型画面での迫力ある映像などにより、石川の歴史と文化を楽しく学べる博物館である。

（公益社団法人石川県観光連盟ホームページから引用、編集）

https://www.hot-ishikawa.jp/spot/detail_4644.html

②⑧兼六園周辺文化の森地域計画

計画作成・実施体制

協議会：兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会

自治体：石川県、金沢市

中核文化観光拠点施設（設置者）：

石川県立美術館(石川県)、石川県立歴史博物館(石川県)、
金沢21世紀美術館(金沢市)、金沢能楽美術館(金沢市)、
国立工芸館(独立行政法人 国立美術館)

文化觀光推進事業者：

(公社)石川県観光連盟、(一社)金沢市観光協会、
(公財)金沢芸術創造財団

計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

目標

- ・中核とする文化観光拠点施設の来訪者数
2019年度 2,926千人→2025年度 3,480千人 (+20%)
- ・中核とする文化観光拠点施設の外国人来訪者数
2019年度 47.5千人→2025年度 61.6千人 (+30%)
※10年後(2029年度)には 70千人
- ・来訪者の満足度(日本人・外国人)
2020年度(未調査)→2025年度 95%以上

地域文化観光推進事業

<1.文化資源の魅力の増進>

- ・地域の文化資源を活用した魅力ある展覧会の開催
- ・VRやAR等最新技術を活用した展示解説の充実

<2.文化観光に関する利便の増進>

- ・相互割引による展覧会の誘客促進

<3. 飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- ・高付加価値体験を提供する滞在型コンテンツの造成

<4.国内外への宣伝>

- ・地域共通ホームページの運営等、地域の一体的な情報発信

<5.施設又は設備の整備>

- ・展示環境改善のための展示設備の改修

文化観光推進事業費（５年間の計画ベース）

947百万円（うち、文化観光推進事業補助金221百万円）

計画区域

兼六園周辺文化の森エリア（石川県金沢市）



(文化庁HP「兼六園周辺文化の森地域計画」より抜粋) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html

(4) 調査結果概要

- ・ 県の組織は、平成8年4月に、教育委員会から知事部局へ移管している。
- ・ 兼六園の近隣に国立・県立・市立の文化観光施設が集積している「兼六園周辺文化の森」の活性化のため、平成18年に、「兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会」により、目標と対応方針を定めて連携体制を構築し取組を開始した。
- ・ 県・市の関係部局、県立美術館、国立工芸館、県・市の観光団体が連携し、各施設の魅力とエリア全体の回遊性を向上させることを目的として、文化観光推進法の制定を受け文化庁の補助事業を活用している。
- ・ 当該補助事業を活用し、県立美術館にVRシアターの整備、県立美術館、県立歴史博物館の常設展におけるスマホ音声ガイドの導入とともに、本多の森公園内複数の館（県立美術館、県立歴史博物館、国立工芸館）における同時期の夜間開館・イベントを実施している。
- ・ 取組の結果、中核とする文化観光拠点施設（石川県立美術館、石川県立歴史博物館、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、国立工芸館の五館）の令和6年度の来訪者数は、能登半島地震の影響がありコロナ禍前の令和元年度の水準には達しなかったものの、令和4年度比で4.7%の増となった。また、訪日外国人の来訪者数は、令和元年度の水準を上回った。
- ・ このように来訪者数の増加に一定の効果が見られたが、今後、新設したVRシアター等のコンテンツを応用し、どのように持続的な誘客促進につなげることができるかが課題である。
- ・ 学芸員は、県立美術館では三課体制で業務を行い、専門等に基づき、展覧会の企画、実施にあたっている。県立歴史博物館では、幅広い年齢層の職員が配置されており、知識及び経験を共有し、協力しながら諸課題に取り組む体制を構築している。また、京都府と交流を推進し、人材育成に取り組んでいる。

その他詳細については以下のとおり。

ア 県の組織

平成8年4月から、教育委員会の「文化課」が、知事部局の「文化振興課」と教育委員会の「文化財課」とに再編され、美術館及び博物館は知事部局の「文化振興課」が担当しており、現在の所掌状況は、以下のとおりとなっている。

【知事部局】 文化観光スポーツ部 文化振興課

文化振興、文化施設、芸術文化、音楽文化、文化関係団体
（美術館、歴史博物館、白山ろく民俗資料館、能楽堂、
石川四高記念文化交流館及び音楽堂、しいのき迎賓館）

【教育委員会】生涯学習課

生涯学習、社会教育、成人教育、青少年教育及び家庭教育 等
（自然史資料館、図書館、青年の家、少年自然の家）

文化財課

文化財、遺跡、世界遺産 等

（埋蔵文化財センター、金沢城調査研究所 等）

イ 計画策定の経緯及び連携組織の運営

多くの文化施設や歴史的建造物が集積する、兼六園を中心とした半径約1kmのエリアを「兼六園周辺文化の森」として、平成18年度に「兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会」を組織し、活性化のための基本目標と対応方針を策

定の上、以来様々な事業を展開してきた。

当該エリアは、金沢城公園や兼六園、金沢21世紀美術館には例年多くの観光客が訪れる一方、県立美術館等その他の文化施設への周遊には十分につながっていなかったことから、周辺文化施設のさらなる魅力アップとエリア全体の回遊性の向上を目指し、計画策定の上、補助金を活用した整備を行った。

なお、令和5年の国民文化祭、令和6年の北陸新幹線の敦賀延伸、令和7年の大阪万博を見据えての取組強化といった観点も含まれている。

実行委員会は、石川県及び金沢市の関係課（県：文化観光スポーツ部（文化振興課、観光戦略課）、商工労働部（経営支援課）、土木部（都市計画課、公園緑地課）、教育委員会（生涯学習課）、市：文化スポーツ局（文化政策課）、経済局（観光政策課）等）、県立美術館、国立工芸館、県及び市の観光団体の委員15名で構成されており、委員長は県の文化観光スポーツ部長、事務局は県文化観光スポーツ部文化振興課が担っている。

また、計画が認定された令和3年度から、同委員会では、地域計画における「文化資源を活用した工芸文化の魅力発信事業」として、国立工芸館との年間を通した連携事業（講演会、ワークショップ）を開催しており、令和5、6年度には、隣接する国立工芸館と県立美術館が連携して展覧会を実施し、展覧会の関連イベント（演奏会、ワークショップ等）等を開催した。

今年度は、金沢21世紀美術館、国立工芸館、県立美術館で初めての3館合同展「ひと、能登、アート。」を、今年11月から翌年3月までの期間で開催する。

ウ 補助事業の活用

設備整備として、県立美術館に「VRシアター」を、県立美術館、県立歴史博物館に常設展における「スマホ音声ガイド」を導入した。

スマホ音声ガイドは、国立工芸館の音声ガイドシステムと同一のシステムを両館にも導入し、インターネット接続により、4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）で案内し、利便性の向上を図っている。VRシアターは、現在4作品を上演しており、上演開始の令和5年7月末以降、視聴者は1万5千人を超えており、新たに1作品を製作中である。VR、音声ガイドともに、来館者からは好評である。

企画事業としては、特別展の開催に合わせてナイトタイムなどのイベント※22や、文化施設や飲食店を組み合わせたパッケージツアーとして、体験型ツアー※23を開催することで、兼六園周辺への回遊性の向上や知名度上昇、金沢市内での飲食などの観光客増につながっている。

これらの取組の結果、令和6年度の中核文化観光拠点施設の来訪者数は、能登半島地震の影響があり、コロナ禍前の令和元年度の水準には達しなかったものの、令和4年度比で4.7%の増となった。また、訪日外国人の来訪者数は、令和元年度の水準を上回った。

※22 ナイトタイム等を活用した本多の森エリアの魅力向上事業の実施

「兼六園周辺文化の森」内の「本多の森公園」に立地する、県立美術館、県立歴史博物館、国立工芸館の3館で夜間開館を実施し、開館の時期に合わせ、本多の森公園内の夜の賑わい創出イベントを実施

令和5年度 デジタル掛軸（3日間、計5,000人来場）

本多の森イルミネーション（23日間、計1,780人が来場）

令和6年度 グルメ・クラフトフェア（2日間、計9,700人が来場）

※23 ミュージアムツーリズムの推進

旅行事業者と協力し、「兼六園周辺文化の森」の文化施設や飲食店を組み合わせ、多彩なガイドが案内する体験型ツアーを開催

令和4年度「工芸づくし旅ワンデイトリップ（日帰り、1人4,000円、14名参加）」など11回実施
令和5年度「百万石Imperial Night（1泊2日、1人29,800円、5名参加）」など5回実施
令和6年度「『美』と『食』本物に触れる金沢旅（日帰り、1人10,000円、15名参加）」など2回実施

エ 学芸員の育成

県立美術館では、三課体制で学芸業務を行うとともに、学芸員は本人の専門等に基づき、三班のいずれかに属し、展覧会の企画、実施に携わっており、数年ごとにローテーションし、おおよそ全ての業務に精通するよう育成している※24。

また、県立歴史博物館では、考古から歴史、民俗から美術など、幅広い分野、幅広い年齢層の職員が配置されており、これまで培った経験や知識を共有し、互いに協力し合うことで、業務上の諸課題に対して、職員全体で取り組む体制を構築している。

※24 県立美術館の学芸員

- ・三課体制
学芸第一課（展覧会総括等）、学芸第二課（作品の保存管理、収集、貸し出し等）
普及課（県民や学校への普及教育活動）の三課
（数年ごとにローテーションし、おおよそ全ての業務に精通するよう育成）
- ・三班
古美術（近世以前）、絵画・彫刻（近現代）、工芸（近現代）の三班
（専門性を重視した班体制。できるだけ幅広く対応できるように育成）

併せて、京都府と「文化の振興等に係る連携・協力に係る協定」※25を締結し、両府県の学芸員、修復技術者の交流を推進し、学芸員の技術向上を図っている。

※25 「文化の振興等に係る連携・協力に係る協定」（令和5年度締結）

- （1）学芸員の交流
 - ア 学芸員の相互派遣研修（令和7年度初）
 - … 両府県内の学芸員を毎年相互に派遣
 - イ 学芸員の合同研修会（令和6年度～）
 - … 京都府ミュージアムフォーラムに本県学芸員が参加、意見交換等を実施
- （2）修復技術者の交流
 - ・ 情報交換…本県内で文化財保存修復フォーラムを開催（令和6年度～）

2 福井県の取組

(1) 目的

「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡※26を中核とする地域文化観光推進地域計画」（令和2年度文化庁認定）について、その狙いや成果、文化庁補助金の活用状況等を把握するとともに、史跡一乗谷朝倉氏遺跡や歴史的な文化財を資源とした県立博物館の文化観光の取組を視察調査し、偕楽園など歴史的な観光資源や文化財を有する本県における、県立博物館の運営及び文化観光の取組に係る監査の参考とする。

※26 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡

戦国時代の城下町全体が遺跡となって残された、全国でもまれな大規模遺跡。昭和46年に278haが国の特別史跡に指定され、以来50年以上にわたり、発掘調査と整備が継続

平成3年には遺跡内の四つの庭園が国の特別名勝となり、平成19年には遺跡からの出土品2,343点が国の重要文化財に指定

朝倉当主の館跡をはじめ、武家屋敷や道路などの町並みを復原した地区、城戸跡、寺院跡、一乗谷城址など、谷全体に多くの見どころが点在（一乗谷朝倉氏遺跡博物館リーフレットより）

(2) 地域計画「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画」の概要

計画期間は令和2年度～令和6年度である。

計画に基づく文化観光推進事業費は5年間で2億2,200万円であり、そのうち、文化庁の補助金は1億4,800万円である。（いずれも計画ベース）

課題として、①旅先としての福井の認知度不足・情報発信不足、②国内外の観光客に対する受入環境が不十分、③素材の魅力不足、ニーズへの対応不足を掲げており、情報発信の強化や受入環境の整備、交通機関のアクセス改善、来訪者の滞在時間延長と地域経済の活性化などの取組を実施している。

(3) 視察先

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

J R 福井駅から J R 越美北線で15分の J R 一乗谷駅から徒歩3分のところに立地している。

①「物」と「知」の集積を図り、我が国の中世都市遺跡研究の拠点となること、②身近な歴史文化遺産への関心やふるさとへの愛着を醸成すること、③国内外から多くの人々が集う場を創出すること、が基本理念である。

展示・ガイダンスの機能を担う本館と、調査・研究、収蔵棟の機能を担う分館から構成され、「戦国城下町・一乗谷」を深く学び楽しめ、憩いや交流の場となる施設としての機能、資料を収集し構成まで適切に守り伝える施設としての機能を担っている。

具体的には、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡から出土した170万点の遺物のうち重要文化財を中心に、戦国大名朝倉氏の歴史に加え、戦国城下町一乗谷の様相を模型やパネルでの分かりやすい展示、実寸の朝倉氏の館を再現するコーナーや、遺跡の石敷遺構全体を見渡すことできる「遺構展示室」など、理解しやすい普及・展示手法を取り入れている。45年間の調査・研究成果は、整備された町並立体模型でも体感することが可能である。

⑥特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画

計画作成・実施体制

協議会：一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会

自治体：福井県、福井市

中核文化観光拠点施設（設置者）：

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（福井県）（令和4年10月～福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館）、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）

文化観光推進事業者：

一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会、（公社）福井県観光連盟、福井市

計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

目標

- ・日本人来訪者の満足度
2019年35%→2024年45%（5段階評価の最高値）（+10%）
- ・日本人来訪者数
2019年88千人→2024年200千人（約2.3倍）
- ・外国人来訪者数
2019年440人→2024年1,000人（約2.3倍）
※10年後（2029年）も1,000人程度を目標（約2.3倍）

地域文化観光推進事業

<1.文化資源の魅力の増進>

- ・遺跡の魅力を実感できるAR等の制作、時代衣装や出土遺物復元品を活用した体験メニューの充実

<2.文化観光に関する利便の増進>

- ・バスの増便やリニューアルなど交通機関の魅力向上、トイレ設置や券売機導入による利便性向上、休憩所等のバリアフリー化

<3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- ・資料館（新博物館）、遺跡、飲食施設、宿泊施設等をセットで楽しめる割引クーポンの発行

<4.国内外への宣伝>

- ・専門サイトでのPRや旅行会社への売り込み等によるインバウンド推進

<5.施設又は設備の整備>

- ・遺跡内無料Wi-Fiの整備、体験メニュー用の施設改修

文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

1,789万円

計画区域

（2022年10月開館）

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡
博物館

（遺跡からの出土遺物等（重要文化財
2,343点含む））



<福井市>

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡
資料館

（遺跡からの出土遺物等（重要文化財
2,343点含む））



<福井市>

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
（特別史跡 特別名勝跡）



周辺の販売施設

周辺の飲食施設

周辺の宿泊施設

J R 福井駅

周辺の飲食施設

周辺の販売施設

周辺の宿泊施設

<福井市>

周辺の文化資源
・福井城址
・北ノ庄城址
・養浩館庭園 等

中核文化観光拠点施設
（主要な文化資源）

主要な文化資源
（文化財等の種類）

飲食施設
販売施設

宿泊施設
その他施設

（文化庁HP「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画」より抜粋）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html

(4) 調査結果概要

- ・ 県の組織は、文化や景観の全国発信を強化するため、平成24年度に教育庁から知事部局へ移管している。
- ・ 平成16年に、遺跡の保存・活用や観光振興の推進を目的として「一乗谷朝倉氏遺跡活用協議会」を設立し、県・市の関係部局をはじめ、県・市の観光団体、遺跡保存団体、旅行業団体、商工会議所等と連携を開始している。
- ・ 平成26年度に、県観光新戦略の策定に当たり、「遺跡の強みを極め、誰もが認める観光地」とするため、一乗谷朝倉氏遺跡博物館の整備が盛り込まれ、開館に至った（令和4年）。
- ・ 北陸新幹線の福井・敦賀開通を控え、県全体として観光誘客の強化が求められていたところ、博物館を含めた遺跡エリア全体の周遊観光促進を目指すことを目的として、文化観光推進法の制定を受け文化庁の補助事業を活用している。
- ・ 当該補助事業を活用し、最新デジタル技術の導入や体験メニューの充実、交通手段のラッピング、周遊のためのレンタサイクル導入、キャッシュレスの導入、W i - F i の整備等を実施している。
- ・ 取組の結果、掲げた目標には達しなかったが、令和6年度の来訪者数はコロナ禍前の令和元年度の来訪者数に比べて倍増となり、来訪者の満足度も目標を達成した。また、福井市内の観光客入込客数や観光消費額も、コロナ禍前の令和元年度の水準を上回った。
- ・ 今後は、来訪者の増加、特にインバウンド推進や若年層や子ども連れなどファミリー層の増加に向け、広報の充実や交通手段の確保に取り組むこととしている。
- ・ また、当該計画地域のみにとどまらず、全県的な波及効果を期して、当該エリア以外に所在する県立の文化施設5館の周遊を促すクーポン付きのミュージアムパスポートの発行や、より広域に、近隣2県との連携による周遊スタンプラリーなどにも取り組んでいる。
- ・ 研究高度化のため研究職の拡充や新たに美術工芸の学芸員を確保し調査研究を強化している。

その他詳細については以下のとおり。

ア 県の組織

平成24年度に、北陸新幹線金沢開業・舞鶴若狭自動車道全線開通に向けて、文化や景観の全国発信を強化するため、文化振興業務を、教育庁から知事部局の観光営業部（現 交流文化部）に移管した。

現在の所管は、以下のとおりとなっている。

【知事部局】 交流文化部 文化課

芸術・文化振興・歴史遺産・県立文化施設

（美術館、歴史博物館、若狭歴史博物館、朝倉氏遺跡博物館、
県立音楽堂）

【教育委員会】生涯学習・文化財課

生涯学習・社会教育、文化財・社会教育施設

（こども歴史文化館、図書館、埋蔵文化財調査センター等）

イ 計画策定の経緯及び連携組織の運営

昭和56年に開館した福井県立朝倉氏遺跡資料館は、戦国城下町の遺構がそのまま残る大規模遺跡として唯一のガイダンス施設だったが、見学者に遺跡の全体像や歴史的価値が伝わりにくく、歴史的空間として魅力を体感することが難しい施設であり、館の規模が小さく、素通りされることも多いという課題があった。

一方で遺跡全体としても、「旅先として福井の認知度不足・情報発信不足」「国内外の観光客に対する受入環境が不十分」「素材の魅力不足、ニーズへの対応不足」という課題があった。

平成16年に、遺跡の保存・活用や観光振興の推進を目的として「一乗谷朝倉氏遺跡活用協議会」が設立された。同協議会は、福井県及び福井市の関係部署（県：交流文化部、農林水産部、土木部 市：商工労働部、農林水産部、建設部 県・市の教育委員会）県・市の観光団体、遺跡保存団体、旅行業団体、商工会議所等の委員14人で構成されており、協議会の会長は福井県観光協会の会長が務め、事務局は文化課と博物館で担っている。また、計画期間中は、福井市から県に職員派遣がなされ、連携を深める取組がなされていた。

資料館及び遺跡の課題解消に加え、遺跡の来訪者の大半が中高年であったことから、若い人が学べる機会の創出、また、超一級の文化財を核とした観光誘客を目指し、平成26年度策定の「福井県観光新戦略」において新たな博物館の整備が盛り込まれた。

北陸新幹線福井・敦賀開業（令和5年度）を控え、県全体としても観光誘客を強化していたところ、文化観光推進法が新たに制定され、併せて文化庁の補助事業が創設されたことから、新博物館を含めた遺跡エリア全体の周遊観光促進を目指すことを目的として、令和2年度からの計画を策定し補助事業を活用して、各種事業を実施した。なお、計画期間中である令和4年に、新博物館は開館した。

ウ 補助事業の活用

施設整備として、博物館におけるARやVRアプリの製作・公開、周遊促進策として遺跡広域周遊ラッピングバスの運行、キャッシュレス決済機の導入、Wi-Fiの整備等を実施するとともに、レンタサイクルの設置※27など、アクセスの充実も図りながら、魅力向上などに努めた。

取組の結果、掲げた目標には達しなかったが、令和6年度の来訪者数はコロナ禍前の令和元年度の来訪者数に比べて倍増となり、来訪者の満足度も目標を達成した。また、福井市内の観光客入込客数や観光消費額も、コロナ禍前の令和元年度の水準を上回った。

※27 レンタサイクル

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館や一乗谷駅をはじめ5か所に37台設置。廉価で点在する複数の遺跡間やレストランを移動できる。

徒歩による散策マップも作成し、おすすめ見学ルートとして約1時間と約2.5時間の2種類を提示している。

また、文化庁からの補助金以外でも、県事業として、令和5年度からファミリー層、若年層に向けたイベント「一乗谷文化祭」の開催などによる誘客促進を図るとともに、令和4年度に一乗谷朝倉氏遺跡活用協議会の事業として、JR越美北線のARナビアプリの500円クーポンを補助する事業（令和5年度からは県事業として実施）やJR一乗谷駅の駅舎の装飾を実施するなど、利便性の向上も図っている。

令和7年3月に5年間の事業が終了したが、来訪者数、特に福井市内外国人宿泊者数について目標が達成できなかったため、令和7年度に、県全体としてインバウンドに取り組む組織（インバウンド交流課）を、主管課の文化課と同じ、文化交流部部内に設置するなど、さらなる観光誘客のための取組を実施している。

エ 学芸員の確保

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の学芸員は、専門分野により欠員が出るなど人材不足となっていたため、新博物館の開館時に学芸員の定員を増員し、企画展の開催や調査研究のための人員の充実を図った。

オ その他

（ア）若者へのターゲットマーケティング

若者誘客に向け、プロカメラマンによる「一乗谷百景」をポータルサイトに掲載し遺跡の魅力の発信・PRを実施している。また、遺跡や博物館で結婚式や七五三、成人式の前撮りなどの記念写真を撮影するロケーションフォトのパンフレットを作成し写真館などに配布し活用を促進している。さらには、毎年8月下旬に遺跡で地元団体が主催する「越前朝倉戦国まつり・万灯夜」に合わせて、博物館でも「あさみゅーナイト&縁日」としてナイトミュージアムと縁日を開催している。また、前述のとおり、遺跡においてファミリー層を含む若年層に向けたイベント「一乗谷文化祭」を開催している。

（イ）全県的な波及効果

当該エリアのみでなく、全県的な波及効果に関する取り組みとしては、令和5、6年度に、北陸新幹線福井・敦賀開業に合わせ、県立の文化施設5館の周遊を促すためのクーポン付きの「ミュージアムパスポート」（提示することで観覧料が2割引となるほか、ミュージアムショップで特典あり）を販売している。

スタンプラリーも併用し、5館すべて巡ると越前焼のマグカップを進呈している。令和7年度は、スタンプラリーのみ継続実施している。

（ウ）他県との連携

岐阜県・滋賀県とともに3館（関ヶ原古戦場記念館、安土城考古博物館、朝倉氏遺跡博物館）周遊のスタンプラリーや相互におけるPRブース出展も実施している。

また、大阪、京都、奈良、三重、兵庫、徳島の6府県とともに、本年3月から12月まで実施されているEXPO2025開催記念の歴史街道※28デジタルスタンプラリーに参加し、来館促進の取組を実施している。

※28 歴史街道

日本の歴史文化を体感できるルート。歴史街道には、伊勢から飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を時代のながれにそって結ぶ約300キロのメインルートと、世界文化遺産などの貴重な歴史文化遺産などの貴重な歴史文化資源や豊かな自然を地域のテーマに沿って結ぶ三つのネットワークがある。

3 美術館・博物館の所管部局に関する全国状況

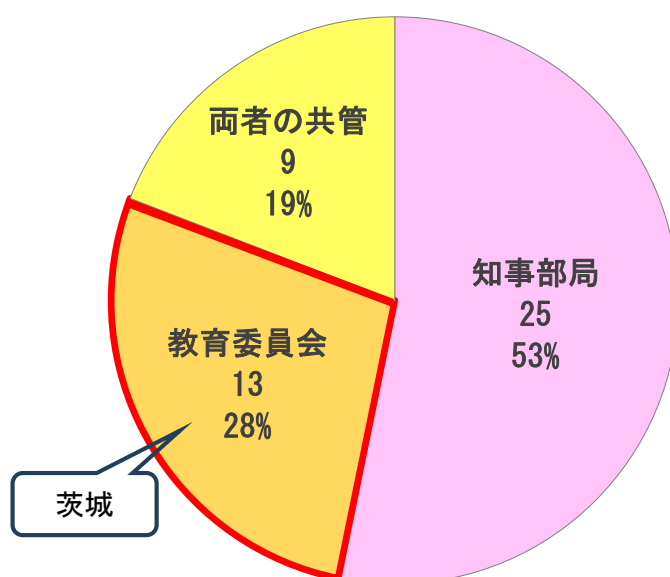
美術館・博物館の都道府県別所管部局は、知事部局が25、教育委員会が13、両者の共管が9となっている。

今回、先進地視察先とした石川県及び福井県は、いずれも知事部局が所管している。

(各都道府県ホームページ調べ：令和7年11月時点)

所管部局	都道府県数	都道府県名
知事部局	25	山形、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、沖縄
教育委員会	13	岩手、宮城、秋田、福島、 <u>茨城</u> 、埼玉、神奈川、大阪、和歌山、鳥取、福岡、熊本、宮崎
両者の共管	9	北海道、青森、兵庫、島根、岡山、広島、山口、大分、鹿児島

美術館・博物館の所管別都道府県数



第7 監査の結果

1 課題

以上の関係機関等調査及び先進地視察から把握した主要課題は、以下のとおりである。

(1) 入館者数・収入の増

ア 入館者数については、コロナ禍で大幅に減少した後、現在は回復傾向にあるが、6館全体の令和6年度の入館者数は平成30年度と比較して約92%である。また、最多入館者数の年度と令和6年度の入館者数を比較すると、近代美術館31.5%、つくば分館67.0%、天心記念五浦分館22.5%、陶芸美術館29.6%、自然博物館70.4%、歴史館74.1%にとどまっていることから、一層の誘客を図る必要がある。

イ 美術館・博物館の経営は事業収益により事業費を賄うものではないが、持続的な運営と発展のためには、維持管理費や老朽化対策費などの一定の内部資金を確保した上で、収入を増やしていくことも重要である。そのため、事業費の拡充に向け、入館者数の増加と併せて収入を増やすための取組や、コストを削減するための取組も進めていく必要がある。

ウ 収入を増やしていくためには、現在実施している、企業パートナー制度も有効な手段であるが、それ以外の資金の調達方法についても活用をし、より多くの外部資金を獲得していくことが必要である。

エ 入館者数及び収入増のためには、来館者数を増やすことも一つの手段であるが、来館者アンケートの回収率が低く、また、来館者がどのような交通手段で来場しているか詳細に把握できていない。さらに、来館していない潜在ニーズがどの程度あるか把握できていないことから、県民等のニーズの把握が不十分であり、来館者数を増やすに当たって改善が必要である。

また、情報発信については、より多くの方に効果的に伝わる方法を常に模索し、新たな取組を取り入れるなど、充実強化を図る必要がある。

(2) 収蔵スペースの確保、計画的な施設・設備の整備、継続的な資料収集

ア 各館の収蔵スペースにおける収蔵状況は、所管課で調査を実施しているものの、統一的な基準で整理されておらず、詳細な現状把握ができていない。

当該調査結果や各館でのヒアリング及び現地確認を総合すると、各館または所蔵資料の種類により差はあるものの、全体的に収蔵スペースがひっ迫しており、資料の一部が本来の収蔵スペース以外の場所で保管している例があるなど、収蔵スペースを確保する必要がある。

イ 各館とも開館から数十年が経過しており、施設・設備の老朽化等により修繕箇所が年々増加しているとともに、大規模修繕も必要な状態である。

ウ 茨城県美術資料取得基金（9億円）により購入している美術資料の過去5年間の購入実績は、近代美術館19,000千円、陶芸美術館37,274千円の計56,274千円で、基金の規模に対し、5年間の平均で1%程度しか活用されていない状態である。

（３）学芸員等の人材確保・育成

ア 美術館・博物館の役割が多様化・高度化している現状において、学芸員が、学芸員資格がなくても処理できる業務に少なからず従事していることや、また、企画展等の対応に追われ、研究・調査に係る従事時間の確保が難しくなっているという実態も確認された。より学芸員が研究・調査業務に注力できるような環境整備が必要である。

イ 学芸員の年齢構成は、40代以上が約８割を占めるなど偏りがあり、円滑なノウハウ継承等に留意が必要である。

ウ 学芸員の採用が不定期で数年に１名である現状において、個々の人材の能力開発（スキルアップ）を図っていくことや今後の人材確保を確実に行う必要がある。

（４）文化観光・産業振興・地域振興等に向けた取組

ア 博物館法改正により、これからの美術館・博物館には文化観光、産業振興や地域振興等についての役割が求められており、また、茨城県文化振興条例においても本来的機能の充実に加え、産業振興や地域振興に活用されるよう必要な施策を講ずるものとしているところである。

しかしながら、教育庁、知事部局の関係課ともに、これらに関する共通の認識が低く、取組が不十分な現状にある。

イ 文化観光、産業振興や地域振興等を推進するためには、美術館・博物館の所管である教育庁（文化課）単独では難しく、茨城県文化振興条例に基づき文化振興施策等を総合的に推進している知事部局の生活文化課をはじめ関係課と共同で進めていく必要がある。

しかし、現状では、教育庁（文化課）と知事部局（地域振興課、県北振興局、生活文化課、観光戦略課、観光誘客課等）との連携が不十分であり、県文化振興計画アクションプランに「地域の文化的資産を観光・産業振興や地域振興等に積極的に活用」するとの基本的施策があるものの、取組として位置づけられている施策は、フィルムコミッション推進事業のみであり、博物館法改正をふまえた、美術館・博物館に係る文化観光等の振興に向けた取組が十分でない。

また、各館においても、これらの文化観光や産業振興、地域振興等に向けた新しい機能へ対応するため、地域の市町村や関係団体との連携を強化する必要がある。

ウ 美術館・博物館を起点とした文化観光や、地域活性化等の好循環を創出するためには、石川県や福井県のように文化庁等の補助金を最大限活用し、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進の取組が有効である。

エ 六つの美術館・博物館それぞれにおける文化観光等の振興に向けた取組に対する課題は次のとおりであり、基本大綱（計画）に、法改正を踏まえた観光や産業に関連する取組や関係機関・地域・産業界との連携等、新たに求められる機能への対応についてより明確に言及し、取組を進めていく必要がある。

○ 近代美術館、歴史館においては、世界有数の大規模都市公園（偕楽園、千波湖等）内という好立地を十分に活かしてきていない。周遊性を高め、地域の誘客及び振興を図るため関係機関との連携を強化することが必要である。

○ つくば分館においては、つくばエクスプレスつくば駅の近隣に立地し、研究学園都市など周辺資源に恵まれているにも関わらず、貸しギャラリー事業が中心であり、好立地条件に見合った美術館としての活用が十分にされていない。

- 天心記念五浦分館においては、五浦という風光明媚な場所に立地し、六角堂や常陸国ロングトレイルなど周辺に多くの文化観光資源を有することから、より多くの美術館の集客はもとより、県北地域全体への集客を図る核施設としての機能を強化することが期待される。
- 陶芸美術館においては、笠間芸術の森公園内に存する陶芸文化の拠点にある陶芸を中心とした国内有数の美術館として、笠間焼をはじめとする工芸の文化芸術活動の振興及び発展をより推進して、更なる地元産業の振興を強化していくことが期待される。
- 自然博物館においては、館単体で非常に多くの集客ができていることを活かし、周辺の文化観光資源などとの連携を強化して、地域全体の集客を向上させることが期待される。一方で、多くの集客があることから、駐車場不足への対応や渋滞への対応などの交通アクセスの向上が必要である。

（５）デジタル・アーカイブ化

本県においては、県としてデジタル・アーカイブ化に関する目指すべき方針を定めていないことから、各館とも所蔵資料のデジタル化にとどまっている状況である。

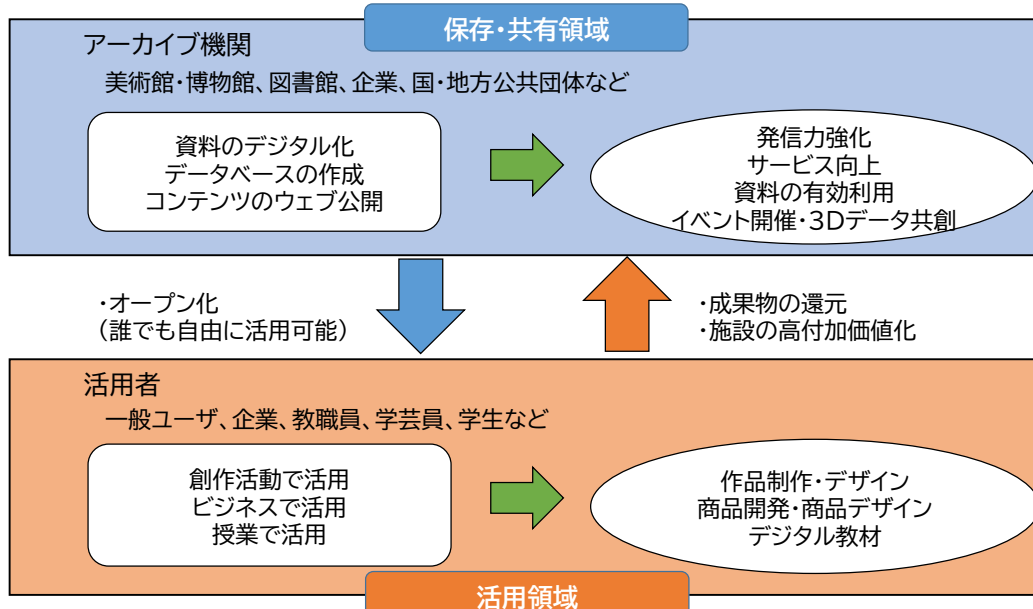
多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進という、博物館法改正の趣旨を踏まえ、デジタル化するのみではなく、デジタル・アーカイブ化した資料をオープン化し、活用できるよう広がりを持たせることにより、文化観光、産業振興、地域振興等につながる付加価値を創造することなどを進める必要がある。

（６）地域課題等への対応

博物館法改正に伴い、「博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努める」こととされた。「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含んでおり、これからの美術館・博物館においては、これらの地域課題に対する役割を考えていくことも重要である。

デジタル・アーカイブと利活用のサイクルのイメージ

（「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン（デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会）参照・編集）



2 意見（提言）

これらの課題を踏まえ、これからの時代にふさわしく、本県の魅力向上につながる美術館・博物館の管理及び運営のあり方について、資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究といった社会教育施設としての「本来の機能の充実強化」と、文化観光・産業振興・地域振興など、地域の活力向上につながる文化観光拠点としての「新たな機能への対応」、持続的な運営と発展のための「経営基盤の強化」の視点から、下記のとおり5項目の提言をする。（◎：新規の取組 ○：拡充の取組）

（1）社会教育施設としての「本来の機能の充実強化」

① 情報発信の充実強化

ア 広報活動・ホームページの充実、広報に関する外部専門人材の活用

- 広報活動については、インフルエンサー等を活用したSNSでの発信、市との連携による市の各種広報媒体への掲載・高速道路パーキングエリアへのパンフレット設置、パートナー企業の店舗での広告、企画展の実行委員会メンバーによる相互協力・宣伝活動、学芸員にスポットを当てた広報など、各館それぞれにおいて行っているところである。

これらのうち、効果があがっている取組は全6館に拡大するとともに、現在、県や各館等のホームページでそれぞれが個々に発信している情報を網羅的に閲覧できるように工夫して、県民等に分かりやすく発信することや、より多種多様なツールでの発信や映像などを活用し露出を増やすなど、情報発信をより充実強化する必要がある。

- ◎ 情報発信の強化に当たっては、広報に関する専門性を持つ外部人材を活用することも検討する必要がある。こうした外部人材の活用は専門性の強化のほか、学芸員の負担軽減にも資するものと考えられる。

イ 来館につながる潜在ニーズの把握

- ◎ 来場方法や来館した動機・来館しない理由などを分析し、潜在的なニーズを把握することは、ターゲット属性に合わせた効果的なツール・内容での情報発信が可能となり、より広範囲の来館者の確保につながることから、その取組を進める必要がある。

② 充実した展示・企画・資料収集

ア 多様なニーズを踏まえた展示・企画

- 県民等のニーズを的確に把握し、展示方法や企画展、館の魅力向上につなげ、県民の更なる利用促進を図るため、現在ニーズ把握のために各館で実施しているアンケートについて、対象や実施方法の抜本的な見直しを行い多くの意見を集約することに加え、来館者以外のニーズ把握のため、自然博物館で取組まれている「いばらきネットモニター※29」を活用することや、学校を活用して多くの児童・生徒からの意見を集約することなど、ニーズ把握に向けた多様な方法を検討する必要がある。

※29 県民からの意見やニーズを把握し、県の施策等へ反映させることを目的とした制度。アンケートは1ヶ月あたり1、2回程度、PC・スマートフォンから回答

イ ストーリー性のある分かりやすい展示・解説

- 美術館・博物館そのものの機能強化を図るため、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した分かりやすい展示・解説を行うとともに、利用者の利便性を高めるため、多言語化・VRシアター・スマホ音声ガイド・ARアプリ制作、さらにはデジタル・アーカイブのオープン化など、高付加価値化に向けた整備を進める必要がある。

ウ 全6館共通の企画展実施による誘客促進

- ◎ 共通するコンテンツでの企画展を全6館で展開し、誘客促進につなげるため、例えば、歴史館で好評を博したサンリオ展のような思い切った企画展を単館での実施のみで終わらせるのではなく、連動した内容の企画展等を全6館に展開することや、国内外で人気の高い、ゲーム・マンガ・アニメなどクリエイティブ・コンテンツ産業の振興につながるような企画展を全6館に展開することなど、新しい取組をする必要がある。

エ 美術資料取得基金のあり方検討

- 美術資料等を充実させることは、館の魅力向上へとつながるものである。
しかしながら、茨城県美術資料取得基金（9億円）の活用状況（過去5年間平均1%程度）を踏まえると、急な高額美術品購入に備えるという本来の目的に沿って効果的に使用されていないことから、その基金規模を活かして、一部を美術品の収蔵問題の解決や関連事業への活用を含めて、資料収集のあり方について検討する必要がある。

③ 収蔵スペースの確保、施設・設備の老朽化対策

ア ひっ迫する収蔵庫の計画的な整備

- ひっ迫する収蔵スペースの現状を正確に把握するとともに、今後増加する見込みの収蔵資料点数も踏まえ、既存収蔵庫や未利用施設の増改築、貸倉庫の活用、他の美術館・博物館との共同収蔵庫の整備など、多角的な検討を行い、全6館の今後の収蔵庫の整備等に関する計画を立案し、それに沿って整備を進める必要がある。

イ 施設・設備の計画的な老朽化対策

- 各館とも開館から数十年が経過しており、施設・設備の老朽化等により修繕箇所が年々増加していることから、長期保全計画に基づき、維持管理や老朽化対策を適切に実施していくことが必要である。

④ 学芸員等の人材確保・育成と外部専門人材の活用

ア 多様な外部専門人材の活用

- ◎ 学芸員が調査研究をはじめその本来業務を全うできるよう、財務会計事務など学芸員の資格が必要のない業務の事務職への担当替えなどを進めた上で、マネジメントや広報、DXなど多様な施設に共通する課題や取組強化に係る専門性を持つ外部人材を活用するなどして、美術館・博物館の機能や役割の多様化・高度化に対応していく体制を構築する必要がある。

例えば、県立博物館で特別展や企画展に向けた広報戦略の立案・広報施策の実施などを行う、広報戦略の専門員や、デザイナー、エドューケーター（教育普及）、インタープリター（解説員）など、多様な専門人材を有期雇用や委嘱、官民連携により横断的に活用する体制を構築していくことが考えられる。

イ 研修の充実や他館との人事交流による学芸員のスキルアップ

- 学芸員のスキルアップのため、文化庁の、専門的人材を派遣し学芸員等の専門的職員が課題解決に必要なスキルを習得する専門的人材派遣事業について、各種専門研修の積極的な活用を一層促進する必要がある。加えて、6館での人事交流などを活用して、より知見を広めていくことも重要である。
- スキルアップについては、自然博物館が実施している、ホームページで学芸員の活動内容やメディア出演歴等を紹介するなど、学芸員の研究成果などにスポットを当てる取組も効果的であるため、他館においてもこれらの取組を取り入れることが期待される。
- 広報担当部署との連携を強化することにより、いばキラTVをはじめとする、テレビ・ラジオ・広報誌などで、これまで以上に学芸員にスポットを当て、意識醸成を図ることも有効と考える。

ウ 専門的知見の継承

- 今後定年退職となるベテラン学芸員の知見を若手の学芸員などに継承できる取組を更に進める必要がある。
その際には若手の学芸員等の新しい柔軟な発想も取り入れることができるよう配慮することが重要である。

(2) 文化観光拠点としての「新たな機能への対応」

① 文化観光・産業振興・地域振興につながる取組

ア 教育庁と知事部局を横断したネットワーク形成 各館と多様な関係機関とのネットワーク形成

- ◎ 石川県や福井県をはじめ全国で取組が進む、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光等の推進に関する事業の実施に向けて、美術館・博物館が文化的資産として心の豊かさを育むことに加え、産業振興や地域振興にも活用すべきとする「茨城県文化振興条例」の趣旨及び地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動を推進する「改正博物館法」の趣旨を、教育庁と知事部局が共有し、互いに協力し合いながら各種施策を進めていく必要がある。
そのため、まずは庁内で教育庁と知事部局を横断した協議会等のネットワークを形成し、各所属の強みを活かした連携を図ることが必要である。
- ◎ ネットワークにおいては、文化観光拠点としてのこれからの新しい美術館・博物館の管理及び運営のあり方について、県の指針としてとりまとめる必要がある。その際、教育庁から知事部局への美術館・博物館の所管換えも含め検討する必要がある。
- ◎ その上で、文化振興計画アクションプランに掲げる「地域の文化的資産を観光・産業振興や地域振興等に積極的に活用」という基本的施策の方向性に沿って、美術館・博物館を活用した文化観光等に主眼を置いた新たな事業を、アクションプランの具体的な施策として位置づけ、関係者が一体となって実施する必要がある。
- ◎ 各館においても、市町村や地域の関係団体、周辺施設等とのネットワークを形成し、企画展の内容や広報等の充実とともに、文化観光・産業振興・地域振興に関しても連携強化を図る必要がある。
- ◎ なお、庁内、各館いずれのネットワークにおいても、関連する旅行・観光・産業等の多様な事業者や筑波大学や茨城大学等の大学とも連携を図り、地域の活力向上や県の魅力向上につながる文化観光拠点としての取組を進められたい。

イ 補助事業等の積極的活用による各館の機能強化

- ◎ 文化観光推進事業を対象とした文化庁補助金をはじめ、文化観光拠点整備等に係る文化庁補助金や地域観光の魅力向上等に係る観光庁補助金などの多様な補助金や、博物館法改正の趣旨を体现するため創設された文化庁の博物館機能強化推進事業などを積極的に活用することにより、美術館・博物館そのものの機能強化を図る必要がある。

上記アのネットワークの構成員と連携しながら、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した展示・解説を行うとともに、多言語化・VRシアター・スマホ音声ガイド・ARアプリ制作等の整備、立地条件を活かした館内外の連続性の演出、館相互の連携協力や周辺施設と地域一体となった、県外施設と一体となったコンテンツの造成などを進める必要がある。

② デジタル・アーカイブ化による付加価値の創造

ア デジタルデータのオープン化・発展的活用による高付加価値化

- ◎ 美術館・博物館資料を画像データも含めデジタル化し、インターネット等を通じて公開することについては、引き続き取組を進める必要があるが、公開までにとどまるのではなく、オープン化して情報の共有と誰でも発展的に活用できるように広がりを持たせることにより、付加価値を創造していく必要がある。
- ◎ 例えば、前述のとおり、デジタル・アーカイブを使った新しいグッズや教材のアイデアを募り表彰することなどにより、話題性につなげている美術館・博物館※30、募集した参加者とともに3Dデータを作成・公開し発信する共創により、これまで触れることのなかった博物館活動に接し、関係性を深めることで、愛される価値ある施設づくりをしている美術館・博物館もある※31。
- ◎ そのほか、学校教育や生涯学習現場でのICTへの活用なども考えられるが、これらの取組をしていくに当たっては、学芸員が全てを行うのではなく、専門性を持つ外部人材を活用することや、文化庁のMuseumDX（博物館DX）推進事業などを活用することも併せて検討されたい。

※30 アムステルダム国立美術館やスミソニアン博物館における取組（P30の※20参照）

※31 岐阜県飛騨市の飛騨みやがわ考古民俗館や神奈川県相模原市の市立博物館における取組（P30の※20参照）

イ デジタル・アーカイブ化に関する方針の速やかな策定

- ◎ これらデジタル・アーカイブ化に関する県としての明確な方針を速やかに定め、オープン化や発展的な活用による付加価値の創造につながる取組を進めていくことが必要である。
- なお、これらの取組により、社会教育施設としての本来的機能の充実・強化にもつながるものである。

③ 地域課題等への対応

ア 各館と地域との関係強化

- ◎ 新たに求められる、まちづくりや福祉分野などに係る地域課題に対応するためには、熊本市現代美術館が取り組む「ご用聞き」のような、館長が市役所内の様々な部署と総合計画やまちづくりなどのテーマについて意見交換をして、アートの力や発想などにより課題の解決を図る取組例※32など、他の先進的な

取組を研究するとともに、各館の地域における課題を認識し、その解決に向け、どのような取組をすることができるか検討していくことが必要である。

- ◎ また、近年、アートによる健康や福祉への影響に関する研究※33及び取組、学校や他の公共施設と連携を図り生涯学習・社会教育の拠点として機能する取組なども進んでいるところであり、これらの内容を研究し、地域における課題の解決につながるよう検討することも重要である。

※32 熊本県熊本市の市現代美術館における取組（P29の※17参照）

※33 世界各地で実施されたアートによる健康や福祉への影響を調べる研究についてまとめた、2019年11月のWHOレポートにおいて、3,000以上の研究成果から、生涯にわたって芸術が「病気の予防と健康増進」「病気の管理と治療」に大きな役割を果たすことが明らかになったとしている。

参照URL：<https://www.who.int/europe/publications/i/item/9789289054553>

（３）持続的な運営と発展のための「経営基盤の強化」

美術館・博物館が持続的に活動し続け、発展を遂げていくためには、運営資金や事業費の確保などについて検討が必要である。維持管理費や老朽化対策費などの一定の内部資金を継続的に確保することは当然必要であるものの、経営面から公費のみに頼らない収入確保が不可欠であり、「外部資金の獲得」、「収益増加」、「入館料の検証」の観点から、経営基盤を強化していくための取組について検討する必要がある。

なお、美術館・博物館が、その財務状況と事業成果の価値などを広く社会に共有し、アカウンタビリティ（説明責任）を果たすことは、館の社会的価値を高めるとともに、館の持続的な活動と発展へとつながるものであることから重要な観点である。

① 外部資金の獲得

ア 企業パートナー・クラウドファンディング・ふるさと納税・補助金等の活用

- 外部資金の獲得のための取組としては、現在実施している企業パートナー制度や財団からの助成金等をより充実させていくとともに、近代美術館で導入済のクラウドファンディングの取組を他館も含め積極的に活用していくことに加え、福井県などで活用している、ふるさと納税についても検討することが考えられる。
- その他、文化観光推進事業や文化観光拠点整備等に係る文化庁補助金、地域観光の魅力向上等に係る観光庁補助金など、多様な国の補助金をはじめ、博物館法改正の趣旨を体現するため創設された文化庁の博物館機能強化推進事業などを積極的に活用していくことが必要である。

② 収益増加

ア グッズ・カフェ・コンテンツ・ユニークベニュー等による収益増

- 収益増加のためには、継続的にユニークなグッズ販売やカフェ・レストランの活用に取り組むことにより、利用者増に伴う入館者数の増を図ることに加えて、新たにオンラインストアの開設による県内外への商品提供や有料コンテンツの販売、結婚式やイベント等を開催するユニークベニュー※34などの導入に取り組む必要がある。
- ◎ また、既にイギリスの大英博物館で取組まれている収蔵品データのNFTの販売※35などの先進的な取組や、複数の美術館・博物館に入館ができるほか特別な体験ができるなどのサブスクリプションサービス・ミュージアムパスポートなどについても、検討を進めることも考えられる。

※34 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプション・結婚式・イベントなどを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと

※35 N F T

絵画や音楽、動画、ゲーム内アイテム、メタバース（インターネット上に構築された3次元の仮想空間）上の土地、会員権など、さまざまな形で提供されるデジタル資産。大英博物館では、所有する葛飾北斎作品のデジタル画像のN F Tを令和3年に販売している。

③ 入館料の検証

ア 入館料収入増に向けた柔軟な取組検討

- 入館料収入増のためには、広報活動やホームページの充実により人を呼び込む方法のみではなく、企業のスポンサー収入を利用者の入館料に充て、入場無料というサービスによって入館者数も入館料も増加する仕組み※36や、陶芸美術館で今年度初めて実施する企業の協賛により2日間入館料を無料とする「プレゼンツ・デイ」の開催を他館においても取り入れるなど、新しい施策に取り組む必要がある。
- ◎ その他、市町村ごとに週替わりで入館料を無料とする日や週を設け、館の魅力を知ってもらいリピーターを増やすことにより、トータルでの入館者数及び入館料増を図ることなども考えられる。

これらの取組に当たっては、必要となる入館料に係る規則等の改正を積極的かつ柔軟に検討されたい。

※36 岐阜県恵那市の中山道広重美術館における取組（P28の※15参照）

イ コストパフォーマンスの検証

- ◎ 経営基盤の強化に当たっては、単純に事業収入を増やす以外に、事業成果につながる生産性を上げるための検討も重要になる。美術館・博物館の活動や効果を測る指標の一つに、「利用者一人当たりの公費負担額※37」がある。これは、自治体の歳出や納税者の負担を示す直接的な指標ではなく、事業の効率や生産性といった、いわゆるコストパフォーマンスを示す利益ベースでの評価指標として容易に算出できるものであり、限界性はあるものの自治体施設の事業評価に用いられることもある。

このような新しい視点を取り入れ、例えば、常設展を無料にし、企画展のみ有料とした場合の運営コストの検証など、館のコストパフォーマンスも考慮した幅広い検証※38を行うことが必要である。

※37 利用者一人当たりの公費負担額＝（総支出額－入館料収入）÷入館者数

※38 長野県の県立美術館・博物館における取組

令和7年10月から、県内の大学生を対象に県立美術館・博物館の観覧料を無料とした。

県内にある大学や短大、専門学校などに在籍する学生らが対象で、県立歴史館の常設展や企画展、県立美術館のコレクション展と一部の企画展が無料で観覧できる。

(4) 全6館の魅力アップ

六つの美術館・博物館においては、館独自に社会的価値を形成するための「ミッション」（果たすべき役割や目的・使命）を指針として明確にし、発信していくことが極めて重要である。その指針に基づき、これからの時代にふさわしい魅力ある美術館・博物館となるよう積極的に取組を進めていく必要がある。

① 地域特性に応じた文化観光拠点としての取組強化など基本大綱(計画)の見直し

- それぞれの地域の特性に応じた館としての機能を十分に発揮できるよう、茨城県文化振興条例及び博物館法改正の趣旨を踏まえ、文化観光・産業振興・地域振興を含め、館が果たすべき役割・取組内容を、見直し検討した上で、指針となる基本大綱（計画）の中により具体的に明示し取組を進める必要がある。

② 各館と多様な関係機関とのネットワーク形成

- 市町村や地域の関係団体、関連する旅行・観光・産業等の事業者、筑波大学や茨城大学等の大学、周辺施設等の多様な関係機関とのネットワークを形成し、連携・協力して取り組むことが必要である。

③ ストーリー性のある展示・解説、多言語化、VR・AR等の活用

- ネットワークの構成員と連携しながら、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した展示・解説による企画展の内容充実や広報等の充実、展示解説の多言語化・新たなVRシアター・スマホ音声ガイド・ARアプリ制作、さらにはデジタル・アーカイブのオープン化の整備等に取り組まれない。

④ 交通アクセス向上、カフェなど休憩空間の整備、館内外の連続性の演出

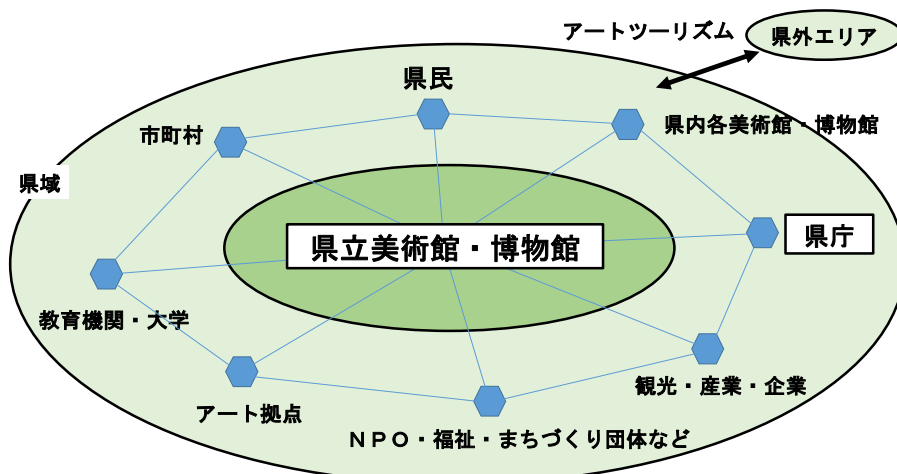
- 交通アクセスの向上、カフェなどの休憩空間の整備、立地条件を活かした館内外の連続性の演出、館相互の連携協力、周辺施設と地域一体となった取組も必要である。

また、より広域的な観点から、県外施設と一体となったコンテンツの造成や、クルーズ船や茨城空港の乗客を対象としたモデルコースに美術館・博物館をより一層取入れるなどインバウンド対策などにも取り組み、地域の活力向上につながる文化観光拠点としての取組も進められたい。

⑤ 国庫補助事業等の積極的活用

- 取組の推進に当たっては、文化庁や観光庁の補助金等を積極的に活用しながら、美術館・博物館の機能強化を図ることが肝要である。

各館のネットワーク（イメージ）



ア 近代美術館 イ 歴史館

世界有数の大規模都市公園（偕楽園、千波湖等）内という好立地の条件を活かし、石川県で実施している、兼六園と周辺美術館博物館での各館同時の夜間開館イベントや、それに合わせたイルミネーションなどの賑わい創出のイベント、飲食店と組み合わせたツアーの実施など、他県の取組も参考に、偕楽園、弘道館（日本遺産）や水戸芸術館などを含めた周遊観光の仕組みづくりが必要である。

ウ つくば分館

首都圏に近く、つくばエクスプレスつくば駅の近隣に立地し、筑波研究学園都市の中心部という好立地の条件を活かし、筑波研究学園都市建設の歴史の保存・展示機能も含め、県南地域の芸術文化を自ら発信する美術館としてのあり方や方向性を検討する必要がある。

エ 天心記念五浦分館

海沿いの景勝地という立地を活かし、館内に観光案内所を設置するなど県北地域の文化観光拠点施設としての機能を備え、市町村や民間、大学との更なる連携強化や、常陸国ロングトレイルなどの文化観光資源の更なる活用、日本画に特化した美術館として魅力向上・集客を図るなどにより、県北地域への集客力を強化するための仕組みづくりを検討する必要がある。

オ 陶芸美術館

笠間芸術の森公園内にあり、笠間陶芸大学校とともに、本県が誇る笠間という陶芸文化の拠点であることを活かし、笠間焼をはじめとする優れた工芸品の無形文化財への指定について積極的に検討することや、かさましこ（日本遺産）及び笠間日動美術館との連携をより強化することなどにより、県内の優れた工芸品を国内外に発信し、産業振興ひいては県の文化芸術の質の高さをアピールする必要がある。

カ 自然博物館

館単体で非常に多くの集客があることを活かし、市町村や民間との連携の強化を図り、菅生沼やあすなろの里など周辺にある複数の観光資源などと連携した誘客イベント等の企画など、地域の周遊性を高めるための取組を進める必要がある。

一方で、多くの集客があることから、不足する駐車場の整備や渋滞への対応などの交通アクセスの向上を図る必要がある

（５）実現に向けた体制とビジョン

- ① これまでの（１）から（４）までの施策を進めるに当たっては、前述のとおり、美術館・博物館が文化的資産として心の豊かさを育むことに加え、産業振興や地域振興にも活用すべきとする「茨城県文化振興条例」の趣旨及び文化観光等を推進する「改正博物館法」の趣旨を、教育庁と知事部局で共有し、地域の発展に資する教育、文化をはじめ文化観光等の振興に向けた事業を総合的かつ一体的に推進していくことが極めて重要である。

そのためには、教育庁と知事部局を横断した協議会等のネットワークを速やかに形成し、各所属の強みを活かした連携を図ることが必要である。

- ② このネットワークにおいては、社会教育施設としての機能の充実・強化はもとより、新たに文化観光拠点としての機能を備えた、「これからの新しい美術館・博物館の管理及び運営のあり方」に関するビジョンを県の指針として策定することが必要である。その際、教育庁から知事部局への美術館・博物館の所管換えも含め検討する必要がある。

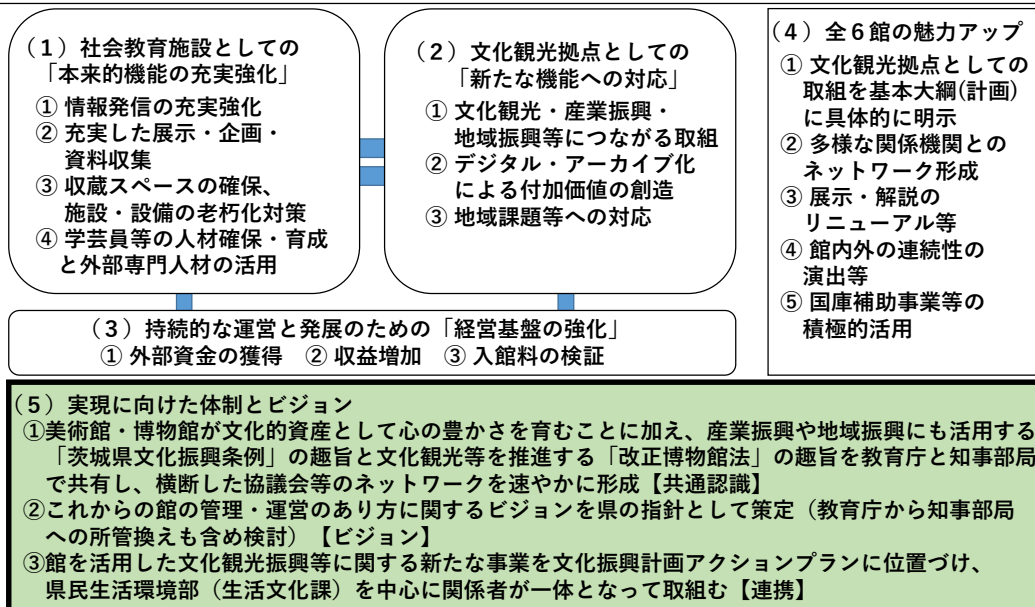
- ③ その策定した指針に基づき、美術館・博物館を活用した文化観光等に関する新たな事業を、文化振興計画アクションプランに具体的施策として位置づけ、関係者が一体となって進めていくことにより実行性が高まるものとする。

進めるに当たっては、文化及び芸術の振興政策に関する総合的かつ計画的な推進を担っている県民生活環境部（生活文化課）が中心となることが望ましい。

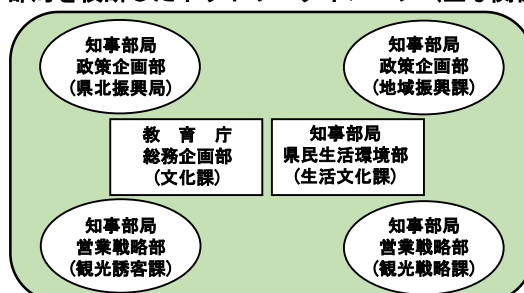
これらの取組により、県民が誇りに思う美術館・博物館となり、これからの時代にふさわしく、本県の魅力アップにつながるものであると考える。

提言の体系図

『“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる”
美術館・博物館の管理及び運営のあり方』について、（１）から（５）の提言をする



教育庁と知事部局を横断したネットワークイメージ（主な関係部局で構成）



第8 おわりに

本県の美術館・博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する多種多様な資料の収集・保管、展示・教育、調査研究という活動を通じて、今を生きる世代の様々な学びと文化芸術の振興に貢献するとともに、貴重な資料の価値を発見し、高め、後の世代へと受け継いでいくという社会的責任を果たしてきた。

このような美術館・博物館の基本的な使命の重要性は、これからも変わるものではない中で、文化芸術基本法が改正され、文化芸術が生み出す価値を文化芸術活動に再投資することで社会を豊かにするということが法に位置付けられ、加えて、博物館法の改正により、文化観光をはじめ国際交流、福祉、健康、医療や産業など多岐にわたる分野での活動を推進することで、地域の活力向上の寄与に努めることとされたところである。

このように、法改正を機に文化芸術の可能性が広がり、多様な分野の創造的発展に貢献できる環境が整ってきたところである。

一方で、本県の文化振興条例においては、これらの法改正の趣旨が既に反映されているものの、美術館・博物館の社会的ニーズに対応した役割・機能の強化につながる新しい取組が進んでいないことは、極めて残念である。

今回の行政監査の提言をきっかけに、美術館・博物館が子どもから高齢者まで全ての県民にとって身近で欠かせないものとなり、県民一人ひとりが誇りに思い、より社会的価値の高い施設となるよう、県を中心に関係者が共通の認識を持って、連携・協力しながら、新たな取組がスタートすることを大いに期待する。

また、現在、茨城県文化振興条例及び茨城県文化振興計画アクションプランに基づく各種施策に関し、茨城県文化審議会において調査・審議が行われているところであり、この提言を反映した議論が進められることも期待するものである。

こうした取組を進めることによって、「これからの時代にふさわしく、本県の魅力アップにつながる美術館・博物館」へと成長していくものと確信している。

巻末資料

1 「博物館」「美術館」とは

一般に、「博物館」は「考古学資料・美術品・歴史的遺物その他の学術的資料をひろく蒐集・保管し、これを組織的に陳列して公衆に展覧する施設。また、その蒐集品などの調査・研究を行う機関」※1であり、一方、「美術館」は「美術品を収集・保存・研究・陳列して一般の展覧・研究に資する施設。研究と企画展時のみを行う施設を指すこともある。博物館の一種。」※2であり、博物館に包含されるものとされている。

また、令和4年8月に開催された、国際博物館会議（ICOM、イコム※3）プラハ大会においては、「博物館は有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」※4という定義がなされている。

※1 新村出編「広辞苑 第七版」（岩波書店、2017）。2,331ページ、2,332ページ

※2 同上 2,454ページ

※3 国際博物館会議は、「博物館に関する世界で唯一かつ最大」の「博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織」である。

（ICOM日本委員会HP（<https://icomjapan.org/about/>）より抜粋）

※4 ICOM日本委員会HP「新しい博物館定義、日本語訳が決定しました [2023. 1. 16]」（<https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/>）より抜粋）

2 博物館法の「博物館」

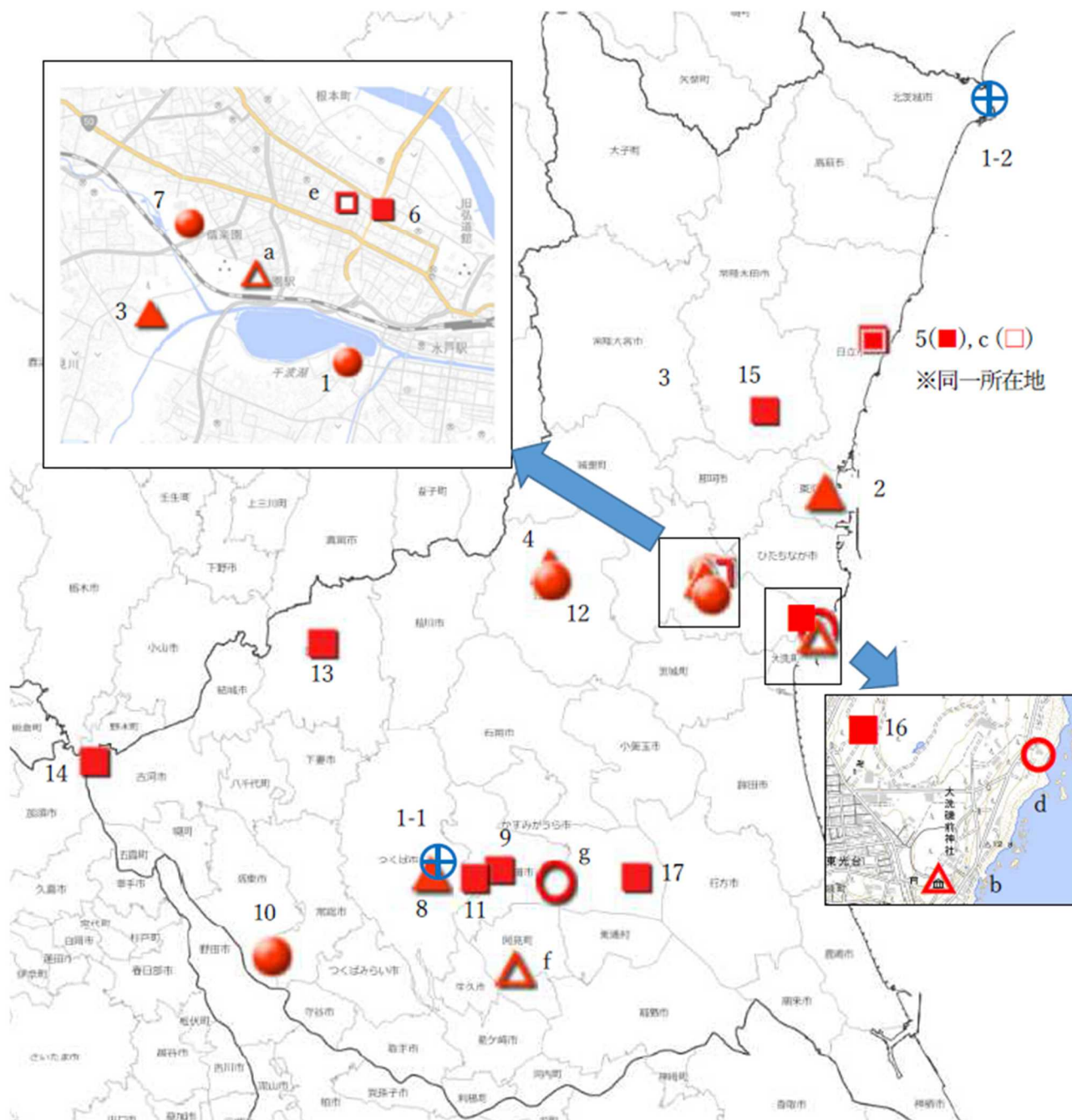
法律上の「博物館」の定義については、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館及び図書館を除く。）」のうち、博物館を設置しようとする者が都道府県等の教育委員会の「登録を受けたもの」とされている（博物館法第2条。登録については同法第11条）。

また、博物館の事業に類する事業を行う施設については、「博物館に相当する施設」として指定できるとされている（同法第31条）。

なお、美術館については、博物館法で明文の定義はないものの、同法に規定する博物館の一種として、特に芸術に関する資料を収集、保管、展示等を行う施設として扱われている※5。

※5 「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」（平成10年6月10日法律第99号）第2条においては、「美術館」を「博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。」と定義している。

3 県内の登録博物館及び指定博物館の位置



設置者	登録博物館	指定博物館
茨城県	● 4	○ 2
市町村	■ 9	□ 2
その他	▲ 4	△ 3
計	17	7
	合計	24

(注1) 地図中の1～17、a～gは、P5「第3 県内の美術館・博物館」の表の左端の数字等の館の位置

(注2) 県近代美術館つくば分館、県近代美術館天心記念五浦分館（地図上の⊕）は県近代美術館のため、表では県近代美術館に含めて計上。

4 博物館に関する関係法令（博物館法以外）

博物館に関する、博物館法以外の関係法令は以下のとおりである。

（１）教育基本法（平成18年法律第120号。昭和22年法律第25号を全面改正）

生涯学習の理念として、国民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる社会の実現が規定されている。

国及び地方公共団体は、社会において行われる教育を積極的に奨励すべきこと、及び社会教育施設等の設置等の方法により社会教育の振興に努めるべきことが定められており、博物館は社会教育施設のひとつとされている※6。

※6 「教育基本法」

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（２）社会教育法（昭和24年法律第207号）

博物館は、社会教育のための機関と位置づけられ、博物館に関し必要な事項は別の法律をもって定めることとされている※7。博物館法はこの規定を踏まえて制定された。

※7 「社会教育法」

第1条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

（３）文化芸術基本法（平成13年法律第148号。[旧名称：文化芸術振興基本法]）

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として「文化芸術振興基本法」が制定され、国は、美術館や博物館の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとされた。

その後、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、平成29年に同法が改正され、法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、文化芸術に関する施策の推進に当たり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との連携が図られるよう配慮されなければならないとされた※8。なお、同法の精神に基づき、博物館法の改正がなされている。

※8 「文化芸術基本法」（「文化芸術振興基本法」を改正（平成29年改正））

第2条第10項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（４）文化財保護法（昭和25年法律第214号）

文化財の保存・活用によって国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することを目的に制定された※9。博物館資料には文化財保護法に規定する文化財に該当するものが少なくないため、博物館と文化財保護法は密接な関係にあり、博物館法では、博物館又はその周辺にある文化財について、解説書や目録を作成するなど一般公衆に利用の便を図ることが博物館の事業の一つとされている。

※9 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)

第1条 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(5) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号。文化観光推進法。)

文化・観光の振興や地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大、及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であるとの前提に立ち、「文化観光拠点施設」を中核とした地域における文化観光を推進するために制定された。

文化観光拠点施設は、文化についての理解を深める解説や紹介を行い、観光関係者と連携して地域における文化観光推進の拠点となる施設であり※10、博物館等が想定されている。

※10 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」
(令和2年法律第18号)

第1条 文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もつて豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条 この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

2 この法律において「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設(以下「文化資源保存活用施設」という。)のうち、主務省令で定めるところにより、国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、当該文化資源保存活用施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者(以下「文化観光推進事業者」という。)と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。

5 茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 文化振興計画（第8条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策

第1節 人材の育成等（第9条―第11条）

第2節 文化の振興（第12条―第16条）

第3節 文化的資産の活用等（第17条―第19条）

第4節 文化活動の充実（第20条―第22条）

第5節 文化活動の支援体制の充実等（第23条―第28条）

付則

茨城県は、優れた自然景観を持つ変化に富んだ海岸線、美しい溪谷や滝、万葉集に歌われ紫峰の雅称を持つ筑波山や明媚な風光を今に伝える霞ヶ浦、広大な平野など豊かな自然環境を有する素晴らしい郷土である。

この豊かな自然環境や穏やかな気候風土を背景に、古来文化活動が活発で、貴重な文化財や地域に根ざした伝統文化が脈々と受け継がれている。また、今日の本県の発展に大きく貢献した多様な分野の先人たちの精神は、県内の様々な活動に引き継がれ、これまで多くの県民の力によって多彩な文化を創造し、育んできた。

その多彩な文化は、県民の日々の生活に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、郷土への誇りと愛着を深める県民共通の財産である。

また、私たちの創造力を高め、個性を形づくるものであるとともに、人々の心のつながりを育み、生活を豊かにする社会的な活力の源泉や経済発展の基盤となるなど、大きな力を有している。

人々の価値観の多様化が進む中、東日本大震災を経験し、人と人との絆の大切さが再び強く意識され、物の豊かさに加えて心の豊かさを享受し、潤いに満ちた生活を実現するためには、こうした文化の力を活用することが不可欠である。

今、私たちは、文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信するとともに、地域の発展に活用していかなければならないと考える。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが主役となって、先人が創り上げた本県の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化との交流などにより、心豊かな本県の文化を創造し、発展させることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、市町村、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う団体（以下「文化団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及びいつまでも活力に満ちあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重され、その保護及び発展が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、豊かな風土及び歴史に培われてきた地域の特色ある文化を県民が理解し大切に育み、次世代に継承されるよう配慮されなければならない。

- 5 文化の振興に当たっては、文化の継承及び発展に資する人材の育成が図られなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、県、県民、市町村、文化団体、事業者その他関係機関の相互の連携及び協力の下に、これが推進されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(2) 広域的な視点に立ち、県民、市町村、文化団体及び事業者では実施が困難なものに取り組むこと。

- 3 県は、行政の各分野における施策の推進に当たっては、文化の振興に資するよう努めるものとする。

- 4 県は、地域における文化の振興に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携並びに市町村が行う文化振興施策についての必要な協力及び助言を行うよう努めるとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深め、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、それぞれの文化活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深め、その事業活動や自主的かつ主体的な文化活動への支援を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化振興計画

第8条 知事は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を定めるものとする。

- 2 文化振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき文化振興施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、文化振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県文化審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、文化振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

第1節 人材の育成等

(文化の担い手の育成及び確保)

第9条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、伝統文化を継承する者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動の企画を行う者、文化施設（劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化施設をいう。以下同じ。）の管理及び運営を行う者その他の文化を担う者（以下「文化の担い手」という。）の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(次世代を担う子どもたちの育成)

第10条 県は、次世代を担う子どもたちが、豊かな創造性及び感性を育むことができるようにす

るため、優れた文化を鑑賞する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、文化施設における教育普及活動を通じ、次世代を担う子どもたちの芸術に対する感性並びに郷土の歴史及び文化に対する理解を育むために必要な施策を講ずるものとする。

（文化に関する教育の充実）

第11条 県は、学校における文化に関する教育の充実を図るため、文化の担い手及び文化団体の協力による体験学習その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、学校における文化に関する教育の充実を図るため、文化活動の指導を行う教員の資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第2節 文化の振興

（芸術の振興）

第12条 県は、文学、音楽、演劇、舞踊、美術、書道、写真、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらに関する活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統文化の継承及び発展）

第13条 県は、歴史及び風土に根ざした伝統的な行事、民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）、伝統工芸（地域の伝統的な技術又は技法等を用いる工芸をいう。）その他の地域固有の伝統文化（以下「地域固有の伝統文化」という。）及び茶道、華道、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）その他の我が国古来の伝統文化（地域固有の伝統文化を除く。）の継承及び発展に必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化等の振興）

第14条 県は、生活文化（衣服及び住居に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）、食文化、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（民俗芸能及び伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらに関する活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化を活用した地域づくり）

第15条 県は、文化の振興が地域の発展に大きな役割を果たすことに鑑み、文化を活用した地域づくりに必要な施策を講ずるものとする。

（文化交流の推進）

第16条 県は、文化に関する地域間の交流及び国際交流を推進するとともに、本県の文化に関する情報を国内外に発信するよう努めるものとする。

第3節 文化的資産の活用等

（文化的資産の活用）

第17条 県は、文化的資産が、心の豊かさを育むことに加え、産業振興及び地域振興にも活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（文化財の保存等）

第18条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し必要な調査を実施し、及び修復、公開等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第19条 県は、公共の建物等の建築に当たっては、自然景観並びに地域の歴史的及び文化的特性に配慮するものとする。

第4節 文化活動の充実

（県民の文化活動の充実）

第20条 県は、県民が行う文化活動の充実を図るため、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第21条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が文化に親しみ、文化活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策（前条に規定するものを除く。）を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第22条 県は、青少年が行う文化活動の充実を図るため、その文化活動の支援その他の必要な施策（第20条に規定するものを除く。）を講ずるものとする。

第5節 文化活動の支援体制の充実等

(文化情報の収集及び提供)

第23条 県は、地域の文化に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 県は、県民、市町村、文化団体、事業者、大学その他の教育研究機関その他関係機関と連携するとともに、文化振興施策の総合的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

(文化施設の機能の充実)

第25条 県は、自らが設置する文化施設の文化活動の場としての機能の充実が図られるよう努めるものとする。

(地域における文化活動の支援)

第26条 県は、地域における文化活動が自主的に行われ、継続し、発展するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は民間の団体が行う文化活動に対するボランティア活動、メセナ活動（文化活動を支援する活動であって社会貢献活動として行われるものをいう。）その他の文化活動を支援する活動の促進が図られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、文化振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第28条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表1 知事の付属機関の表茨城県消費生活審議会の項の次に次のように加える。

茨城県文化審議会	茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）に規定する事項その他の文化の振興に関し必要と認める事項について調査審議すること。
----------	---

6 博物館法及び関連法と茨城県文化振興条例との対比

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号） ※最終改正（令和 4 年）	茨城県文化振興条例 （平成 27 年茨城県条例第 63 号）
（目的） 第 1 条 この法律は、社会教育法及び文化芸術基本法※R4 改正により追加の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。	（前文一部抜粋） 今、私たちは、文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信するとともに、地域の発展に活用していかなければならないと考える。
文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号） ※最終改正（平成 29 年）	ここに、私たちは、県民一人ひとりが主役となって、先人が創り上げた本県の文化を次世代に継承するとともに、多様な文化との交流などにより、心豊かな本県の文化を創造し、発展させることを決意し、この条例を制定する。
（目的） 第 1 条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。 （基本理念） 第 2 条 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。	（目的） 第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、市町村、文化に関する活動を行う団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及びいつまでも活力に満ちあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。 （基本理念） 第 2 条 6 文化の振興に当たっては、県、県民、市町村、文化団体、事業者その他関係機関の相互の連携及び協力の下に、これが推進されるよう配慮されなければならない。
文化観光推進法（令和 2 年法律第 18 号） ※最終改正（令和 5 年）	
（目的） 第 1 条 文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	

7 各館の基本大綱（計画）における文化観光等の取組に係る記載内容（抜粋）

茨城県近代美術館運営基本大綱（令和5年3月31日改定・平成12年3月9日制定）
第1章 運営の基本理念 4 美術館運営の基本姿勢に関する県と国の方針 （略） また、国においては、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める「博物館法」（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の制定から約70年が経過し、美術館等に求められる役割も多様化・高度化してきたことから法改正を行い、令和5年4月1日から施行する。ここでは、法制定時からの基本的な使命である資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究に加えて、文化財である収蔵資料等をまちづくりに活かすなど、文化観光拠点施設としての役割を果たすことが求められている。 この改正は、ICOM(国際博物館会議)の京都大会(令和元年)で示された「文化をつなぐミュージアム」等を参考にしながら、文化審議会博物館部会が令和3年に提出した答申を踏まえて策定されたものであり、文化庁が示したその答申要約にある「これからの博物館に求められる役割・機能」として整理された次の5つの方向性がその基本となる。 ① 「守り、受け継ぐ」 資料の保護と文化の保存・継承 ② 「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有 ③ 「育む」 多世代への学びの提供 ④ 「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題への対応 ⑤ 「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上 これら5つの方向性は、近代美術館の運営においても基本とすべきものであることは言うまでもない。
茨城県陶芸美術館運営基本大綱（令和5年3月31日制定）
第1章 運営の基本理念 4 美術館運営の基本姿勢に関する県と国の方針 （略） また、国においては、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める「博物館法」（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の制定から約70年が経過し、美術館等に求められる役割も多様化・高度化してきたことから法改正を行い、令和5年4月1日から施行する。ここでは、法制定時からの基本的な使命である資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究に加えて、文化財である収蔵資料等をまちづくりに活かすなど、文化観光拠点施設としての役割を果たすことが求められている。 この改正は、ICOM(国際博物館会議)の京都大会(令和元年)で示された「文化をつなぐミュージアム」等を参考にしながら、文化審議会博物館部会が令和3年に提出した答申を踏まえて策定されたものであり、文化庁が示したその答申要約にある「これからの博物館に求められる役割・機能」として整理された次の5つの方向性がその基本となる。 ① 「守り、受け継ぐ」 資料の保護と文化の保存・継承 ② 「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有 ③ 「育む」 多世代への学びの提供 ④ 「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題への対応 ⑤ 「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上 5 陶芸美術館運営の基本方針 (6) 地域の振興（「つなぐ、向き合う」） 地域や近隣施設、団体等と連携し、県内陶芸の芸術性の向上と地域と振興に寄与する事業の実施を推進します。 ア 県内の優れた陶芸作家の作品を展示・紹介する機会を推進します。 イ 笠間市や茨城県立笠間陶芸大学校等、地域と連携した陶芸作品展の実施を推進します。 ウ 笠間芸術の森公園及び隣接する笠間工芸の丘、茨城県立笠間陶芸大学校等近隣施設や地域団体が相互の連携を密にし、共同イベント等の開催により、全体として魅力の高いゾーンづくりを推進します。

第1章 計画策定の趣旨

3 博物館を取り巻く社会情勢

(1) 社会環境の変化

□訪日外国人の増加

2018年の調査によると、訪日外国人の29%が美術館・博物館を訪問しており、近年の訪日外国人旅行者数の増加などにより、観光振興や国際交流の拠点などの役割が期待されています。

博物館は本来の役割を基本に置きつつ、旅行者に対して日本や地域について理解を深めてもらう場として、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい環境を整えることが重要になっています。

(4) 設置者等が求めるもの

□博物館法の改正

2022年4月「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、約70年ぶりとなる博物館法の単独改正が実現しました。2023年4月1日から、新たな博物館登録制度に移行しました。

改正された博物館法では、時代の要請や環境の変化に対応するために、博物館が互いのノウハウやリソースを共有し合うネットワークを形成することで、効率的・効果的に新たな課題に対応することができる環境をつくっていくことが求められています。そして、教育や文化の域を超えて、まちづくり、観光、福祉、国際交流といった様々な分野との連携・協力を通じて、地域社会の活力向上への貢献を十分意識して活動に取り組むように努める必要があります。

また、資料のデジタルアーカイブ作成と公開も求められています。資料のデジタルアーカイブ化によって、様々な利用者がインターネットを通じて資料の情報へアクセスすることが可能となるほか、当館の魅力を発信していくための基盤ともなるため、とても重要な取り組みになります。各館による職員の養成・研修についても、博物館事業の一つとして位置づけられました。

第2章 中期計画

1 中期計画2025の目標

(3) とともに歩む博物館

当館では開館以来、「自然と共生」、「市民と協働」を目標とし、動物・植物・地学分野の調査・研究を進め、資料の収集・保管・活用を行いながら博物館の事業を実施してきました。また、令和4年に改正された博物館法において「他の博物館との連携」、「地域の多様な主体との連携」が求められています。

そこで、引き続き、関係機関と協力しながら博物館活動を進めるとともに、地域活性化への寄与も意識した事業展開をしてまいります。

2 中期計画2025における実施事業

(2) コミュニケーション機能

ウ 地域との連携

□地元市町村をはじめとした地域の多様な主体との連携

令和4年に改正された博物館法では、地域の多様な主体と連携・協力し、地域の活力の向上に取り組むことが「努力義務」として明記されました。

そこで、当館が所在する坂東市や近隣の市町村、当館に隣接する施設である「水海道あすなろの里」といった社会教育施設などと連携し、地域の活力向上に努めてまいります。

また、主に県内の社会教育施設や大型商業施設などが実施するイベントに博物館資料を展示するなどして、その地域における活力向上に寄与するとともに、当館への興味関心につながる活動にも取り組んでまいります。

4 事業の実施計画

（１）歴史に関する資料の利用及び調査研究等に必要な事業の実施に関する業務

③教育普及事業

生涯学習時代に対応した学習活動の支援、魅力あるプログラムの実施とともに、観光拠点としてにぎわいの創出を図り、歴史館の効率的・効果的な運営を図ります。

ウ 観光拠点としてのにぎわいの創出

様々な世代が集い、交流し、歴史館に親しみを持ってもらえるよう、国内外の観光ニーズに対応した各種イベントを開催し、にぎわいを創出します。

（ア）各種にぎわいイベント

・歴史館まつり

体験プログラムやコンサート等、誰でも気軽に参加できる多彩なイベントを実施します。

・歴史館いちようまつり

いちよう並木の黄葉が美しい11月に、日本の伝統文化等をテーマにした各種イベントを実施します。

・いちよう並木ライトアップイベント

庭園のいちようが美しく黄葉する11月に、いちよう並木のライトアップやプロジェクトクシオンマッピング等を実施し、歴史館のイメージアップを図ります。

・歴史探検バスツアー

県内の遺跡・名所旧跡等を巡るツアーを実施し、歴史館への誘客を図ります。

（イ）インバウンド受け入れ支援事業

県や関連団体等と連携し、インバウンドによる外国人来館者に対し、体験型グッズの貸出等を行うなど、日本文化や歴史を体感できるプログラム（茶道体験、着物試着体験等）を提供します。

エ 多様な主体との連携・協働

各種ネットワーク事業を展開し、歴史館の効率的・効果的な運営につなげます。

（ア）NPO法人や各関係機関、企業等との連携

専門的なノウハウを有するNPO法人や各関係機関、充実したコンテンツを持つ企業等と連携しながら、多様なニーズに対応したイベント等を実施します。

（イ）ボランティアの活用

歴史館ボランティアを組織し、生涯学習の場としての活動機会を提供するとともに、県民参加による開かれた歴史館づくりを推進し、事業運営の活性化を図ります。

（３）その他博物館・文書館として必要な事業

ア 茨城県の魅力を発信する新しい時代の歴史博物館の運営

県が策定した「偕楽園魅力向上アクションプラン」に基づき、県内外からの来場者やインバウンドの観光拠点として、くつろぎの場としてのカフェレストランの整備を県と協力して進めるとともに、観覧者が自ら発見するエンターテインメント性を向上させた展示の場を提供するため、体験コンテンツやICT（Wi-Fi、QRコード等）の充実等を図ります。

＜体験コンテンツの製作＞

アンケートなどで多くの入館者から求められている、参加型・体験型教育の場を提供するため、体験コンテンツや体験用具の充実を図ります。

8 文化観光推進のため活用可能な主な国庫補助事業等（文化庁）及び主な先進事例

○文化観光推進のため活用可能な主な国庫補助事業等 （文化庁・令和7年度事業 抜粋）	
1 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	
(1) 文化観光拠点施設機能強化事業	
・文化観光推進法に基づく「拠点計画」により実施する、文化観光拠点施設における文化観光拠点としての機能強化に資する取組に対する助成 文化資源の魅力向上（文化資源の調査研究、データベース化等） 文化理解を深める措置（わかりやすい解説、VR、AR等の造成等） 利便の向上（キャッシュレス、Wifi、バリアフリーの整備等）等	
(2) 地域文化観光推進事業	
・文化観光推進法に基づく「地域計画」により実施する、地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する取組に対する助成 文化資源の魅力向上（地域の文化資源の調査研究、誘客イベントの企画等） 利便の向上（多言語案内、キャッシュレス、Wifiの整備等） 文化施設と事業者の連携（文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画等）等	
2 博物館機能強化推進事業	
(1) Innovate MUSEUM事業	
① MuseumDX（博物館DX）推進事業	
・博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXの実現のための課題解決などの取組に対する助成	
② ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	
・博物館又は多様な機関等との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による課題解決の取組に対する助成	
③ 博物館収蔵資料デジタル・アーカイブ推進事業	
・収蔵資料データベースの作成を含む、博物館資料のデジタル・アーカイブ化、公開及び発信の取組に対する助成（未着手館限定）	
(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 （博物館活動の質を高めるための体制整備）	
・課題を抱えている又は認識している博物館に各分野の専門家を派遣し、取組を実施するための知識、技術を提供し、博物館の活動を後押しする基盤を構築。	
（テーマ）① デジタル・アーカイブ、コンテンツ造成 ② 展示や広報発信の改善の実施 ③ ファンドレイジング活動	

○主な先進事例	
1 デジタル・アーカイブの活用関連	
(1) 公開されたデジタルデータを自由に活用できる取組	
所蔵作品をデジタル・アーカイブ化し、公開。 <u>デジタルデータは自由にダウンロードが可能。</u>	
館 名	内 容
アムステルダム国立美術館（オランダ）	・コレクションの利活用と、新たなアートの創造を促進するためにデジタル・アーカイブを使った商品や教材造成のアイデアを世界中から募って表彰。また、オンライン販売サイトと連携し、アーカイブを使った商品を販売。
スミソニアン博物館（アメリカ）	・改変も含めた自由な二次的活用を許可することで博物館のコレクションデータそのものの活用可能性を広げる取組を実施。
(2) 市民との協働によりデジタルデータを作成し公開する取組	
館 名	内 容
飛騨みやがわ考古民俗館（岐阜県） 相模原市立博物館（神奈川県）	・博物館の所蔵資料の3Dデータ作成から公開まで、館外の一般参加者が行い、楽しみながら参画することで博物館との関係性を深める取組を実施。
2 経営基盤の強化関連	
(1) 企業スポンサー制度	
館 名	内 容
中山道広重美術館（岐阜県）	・企業が特定の開館時間帯の入館料相当額を負担し、その時間帯のスポンサーとなる制度。 ・当該時間帯は入館料が無料となり、利用者がメリットを得、館は来館者の増加が期待できるとともに、スポンサー企業は地元文化に貢献するという姿勢を明確に示すことが可能。 ・現在「フリーフライデー」「フリーウェンズデー」を設定。
(2) ユニークベニュー	
館 名	内 容
京都国立博物館（京都府）	・結婚式やコンサートでの利用のほか、テレビ・映画・雑誌・CM・カタログ・結婚式前撮り等の撮影地として利用可能。